

平成27年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成27年2月27日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 小 高 良 則
- 11番 川 上 雄 次
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 山 口 孝 弘
- 22番 湯 浅 祐 徳

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

| | | |
|---|---|-------------|
| 市 | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 榎 本 隆 二 |
| 教 | 育 | 長 加 曾 利 佳 信 |
| 総 | 務 | 部 長 石 毛 勝 |
| 市 | 民 | 部 長 加 藤 多久美 |

| | |
|-----------------|---------|
| 経 済 環 境 部 長 | 吉 野 輝 美 |
| 建 設 部 長 | 武 井 義 行 |
| 会 計 管 理 者 | 醍 醐 真 人 |
| 教育委員会教育次長 | 河 野 政 弘 |
| 農業委員会事務局長 | 醍 醐 文 一 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 片 岡 和 久 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 麻 生 和 敏 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 幸 男 |
| 国 保 年 金 課 長 | 石 川 孝 夫 |
| 高 齢 者 福 祉 課 長 | 和 田 文 夫 |
| 下 水 道 課 長 | 山 本 安 夫 |
| 水 道 課 長 | 金 崎 正 人 |
| 秘 書 広 報 課 長 | 鈴 木 正 義 |
| 総務部参事(事)総務課長 | 石 川 良 道 |
| 市民部参事(事)社会福祉課長 | 宮 崎 充 |
| 農 政 課 長 | 水 村 幸 男 |
| 建設部参事(事)道路河川課長 | 藏 村 隆 雄 |
| 庶 務 課 長 | 勝 又 寿 雄 |

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 吉 田 一 郎 |
| 副 主 幹 | 太 田 文 子 |
| 副 主 幹 | 梅 澤 孝 行 |
| 主 査 補 | 須 賀 澤 勲 |
| 主 査 補 | 居 初 理 英 子 |

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成27年2月27日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

小菅耕二議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

おはようございます。誠和会の小菅耕二です。今回は、子育て支援の充実について、障害福祉の充実について、地域のキズナづくりについての3点についてご質問いたします。

質問事項の第1番目は、子育て支援の充実について、ご質問いたします。

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下をもたらし、近年、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等も変わってきており、本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきております。子育てを高齢者対策と同じように、社会全体で支援していくことが必要になってきていると考えております。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、次世代育成に向けた取り組みが進められていると聞いております。

その後、平成22年1月には子ども・子育てビジョンが閣議決定され、子ども・子育て新システム検討会議が設置され、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための総合的な子ども・子育て支援新制度の検討が始まったとも聞いております。この子ども・子育て支援新制度では、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新たなシステムを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に進め、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指していると聞いております。平成24年には子ども・子育て関連3法が制定され、いよいよ本年4月より新たな仕組みがスタートされるところであります。

今後も、子どもの健やかな育ちを社会全体で支え、子どもの最善の利益を守り育てるため、

また、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保や地域の子ども・子育て支援の充実などに向けた取り組みの積極的な推進を市ご当局に改めて強くお願いするものであります。

そこで、質問の第1は、待機児童解消への取り組みの現状はどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、病後児保育実施の見通しはどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第3は、子育て相談体制の現状と充実はどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第4は、けやきの森公園等への遊具整備はどうか、お伺いいたします。

質問の第5は、本市の子ども・子育て会議の協議内容とその方向付け等はどのようになっているか、お伺いいたします。

以上の5問を子育て支援の充実について、お伺いいたします。

そして次に、質問事項の第2番目は、障害福祉の充実についてでございます。

障害のある人とは、障害者基本法によって定義されている身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人、また、同法附帯決議に基づくてんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人と言われております。ですから、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に限らず、療育の必要な児童、発達障害のある人、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者など日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人に、社会の温かい光と風が注がれなければならないものであります。

一方、地域にはさまざまな人が暮らしており、誰もが等しく幸せに暮らしていける権利を持っております。障害とは特定の人を持つものではありません。疾病や事故などさまざまな要因によるものであり、今は障害がない人でも、今後、障害を持つ可能性を持っております。こうしたことを考えると、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりは、大変重要な課題であると言えます。地域社会を構成する行政・企業・市民等が支え合い、助け合い、障害を理解することで、地域には温かい共生が生まれてまいります。年齢や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中で責任を持ってそれぞれの役割を担っていくことが大切であると言えます。

また、障害のある人が地域住民の一員としてあらゆる場面に参加、参画していくことができるよう、障害のある人の活動を制限し、地域社会への参加を制約している要因を徹底的に取り除くとともに、障害のある人が自分自身の能力を最大限発揮して、自己実現を構築できるよう積極的な社会的な支援が必要視されるところであります。

そこで、質問の第1は、障害のある人の社会参加支援はどのように進めているのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、障害者相談支援体制の現状とその充実をどのように展開しているのか、お伺いいたします。

次に、質問の第3は、障害児福祉体制充実の方向とその支援策をどのように展開しているのか、お伺いいたします。

以上の3問、障害者福祉の充実について、お伺いいたします。

質問事項3、地域のキズナづくりについて、質問いたします。

急速に進む少子高齢化や核家族化により、薄れゆくのは地域のキズナであります。市民が社会と最初につながりを持ち、基本となる組織は区や自治会であり、協働の原点がここにあると信じております。子どもたちを地域の方々で見守り育て、近所同士が声をかけ合い、思いやり、また、地域でのさまざまな行事を通してのキズナが生まれて結び付きが強まるものです。

しかし近年、ネット社会の進行、個人情報保護などによって、顔の見えない、コミュニケーションもなく地域とのつながりや関わり合いを持ちたがらない人々が増えてきております。

一方では、3. 1 1 東日本大震災から間もなく4年がたつ中で、ふるさとを大事に思う方々も大勢おられるのも事実でございます。ふるさとを思う気持ちを形にできるふるさと応援寄附金をされる人たちもあります。地域の安心な街づくりのために、また、子どもやお年寄りにも優しい街づくりのためにもキズナづくりが大変重要であると考えます。

そこで、質問の第1は、ふるさと納税の現況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、行政区への加入率向上へどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

次に、質問の第3は、市民が主役と言いますが、具体的な市民参加促進策の充実をどのように図っているのか、お伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終了いたします。具体的かつ明快なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、子育て支援の充実について答弁いたします。

(1) ですが、本市の平成27年2月1日現在の保育園の待機児童数につきましては70人となっております、昨年の同時期と比較しますと25人の増となっております。待機児童の解消への取り組みにつきましては、新制度の大きな目的の1つである保育の量的拡大・確保として、待機児童が発生している地域での施設整備等を促進することとされており、本市でも新制度の施行を前に、待機児童の解消を早急に図るため、国の待機児童解消加速化プランに参加し、千葉県安心こども基金を活用して、私立八街かいたく保育園施設整備事業を進めているところでございます。本事業により、八街かいたく保育園の定員は、現在の66名から45名増えて111名となることから、待機児童の減少が見込まれるものと考えます。

また、平成27年4月から私立八街幼稚園が定員75名の幼保連携型認定こども園、明德やちまたこども園として開設する予定であり、公立保育園では、現在、八街保育園の改修工事を行っており、この改修工事によりまして9名の受け入れが平成27年4月より可能とな

ります。なお、来年度以降につきましては、新制度に基づいた小規模保育、家庭的保育事業者の新規参入も予想され、さまざまな手法による保育の提供により、保育の量的拡大・確保を図り、待機児童の早期解消が図れるように検討してまいりたいと考えております。

次に、（２）ですが、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業の１つとして、病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、保護者が就労等の関係で家庭で保育が困難な児童を一時的に病院、診療所、保育所等において保育する事業であります。この病後児保育事業につきましては、現在、本市で策定を行っております八街市子ども・子育て支援事業計画において、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、（３）ですが、本市では私立実住保育園、私立生活クラブ風の村保育園八街、私立八街かいたく保育園内で実施している子育て支援センターにおきまして、子育て相談を行っており、平成２６年度の１月末現在の電話相談件数は、合計で２９９件となっております。なお、平成２７年４月からは、明德やちまたこども園内にも子育て支援センターが設置され、子育て中の保護者の不安や悩み事に対する相談窓口がより充実するものとして期待しております。

家庭児童相談室では、家庭児童相談員２名と母子・父子自立支援員１名の体制により、子どもや家庭のさまざまな問題について、電話、面接、訪問などにより、きめ細やかな相談や支援を行っております。相談員が訪問等で不在の場合には、児童家庭課の職員が通告や相談に応じております。内容に応じて児童相談所や学校など関係機関と連携して、相談体制の充実を図っております。

夜間、休日における電話相談対応といたしましては、児童相談所において実施している電話相談事業がありますので、市の公報や市ホームページなどを通じて周知しているところでございます。

また、保健師及び助産師による新生児訪問と赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問事業を実施し、新生児の発育状況を確認しながら、養育者の育児不安の解消に努めています。その後も４カ月乳児相談、１０カ月乳児相談、１歳６カ月児健康診査、２歳児歯科健康診査、３歳児健康診査を実施し、その中で個別相談を行い、子育てに関する相談に応じています。そのほか、すくすく相談という来所相談日を月１回設け、予約制で実施しています。

養育者の状況や相談内容によっては、相談員と保健師等が家庭訪問や電話相談で密接に関わり、養育者が安心して子育てできるような支援体制を整えております。

次に、（４）ですが、けやきの森公園は市街地の中心に位置し、けやきなどの樹木を中心とした自然にあふれる緑豊かで、市民の皆様に愛着を持っていただけるような公園として整備されており、あわせて災害時の一時避難場所としても重要な役割を果たしております。

また、公園内にある芝生広場の周囲では、散歩やジョギングを行うなど市民の健康、体力づくりや憩いの場としても利用されております。

さらに、公園内のけやきは平成１７年度に千葉県農林水産部森林課により発行された「千

葉県の巨樹・古木200選」に掲載されており、歴史の重みを漂わせる公園であるとともに、市民が自然に触れ合える公園として、市は積極的に維持管理をしております。

しかしながら、現在の財政状況等の中で、新たに遊具を設置することは大変厳しい状況がありますが、現存の遊具については今までどおり定期的な巡回、点検を実施し、老朽化して危険度の高い遊具等につきましては優先的に改修等を進め、市民の要望に沿うような公園施設維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、(5)ですが、八街市子ども・子育て会議は、学識経験者や関係団体に属する者、子どもの保護者等計15名で構成されており、平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度に関する本市の各種基準の条例化や、子ども・子育て支援事業計画策定に係る審議などを行うために、子どもの保護者を含む子ども・子育て支援の当事者などから意見を聞くための会議であり、平成25年12月20日を第1回として、これまで6回開催しております。

現在、子ども・子育て支援事業計画に対する市民の皆様から意見をお聞かせいただくために、パブリックコメントを2月27日まで実施しており、皆様よりいただいたご意見を参考にして事業計画の最終的なご審議をいただくため、本年度内にもう一回開催する予定となっております。今後につきましても、事業計画期間中の施策の進捗状況や見直しなどについて継続的にご審議いただき、安心して子育てができる環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、障害福祉の充実について答弁いたします。

(1)ですが、障害のある人の地域生活を支え、社会参加を促進するためには、地域での自立に向け、障害特性に応じた相談支援及び障害福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活及び社会生活の中で、障害のある人への理解を深めることが重要であります。

本市の社会参加支援策については、県が指定する障害者相談支援事業所と連携し、障害特性に応じた自立支援、就労支援などの福祉サービスの提供につなげるほか、情報提供や権利擁護、聴覚障がい者等への意思疎通支援などの事業を実施するとともに、八街市地域自立支援協議会を通じまして、障害のある人への理解を深める研修活動や啓発事業等の実施により、障害のある人の社会参加を総合的に支援しております。

具体的な事業といたしましては、外出支援として、タクシー料金等の一部を助成する福祉タクシー券の交付事業、車椅子乗降用のリフト付きワゴン車の貸付事業、身体障がいの自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業等の実施、また、社会参加の機会の提供として、軽スポーツを通じて交流を深めるふれあいスポーツ大会の開催や、県の障がい者スポーツ大会への参加支援などを実施しております。今後も障害のある人の日常生活及び社会生活の支援を図り、社会参加の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)ですが、現在、障がい者相談支援については、担当部署である障がい福祉課及び県の指定を受けている2カ所の一般相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援のほか、権

利擁護のための必要な援助等を行っております。

また、八街市地域自立支援協議会におきまして相談支援事業を効果的に実施するため、地域の関係機関の連携強化などを図っております。

このほかに、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の設置並びに精神障害のある人などを対象にこころの健康相談を開設し、本人や家族からの相談に応じております。今後も引き続き、相談支援事業の効果的な事業実施を図るため、障害特性に応じた適切な相談支援の体制整備に努めてまいります。

次に、(3)ですが、障害児を対象としたサービスにつきましては、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、障害児通所サービスは4つの体系に再編されました。

1つ目は、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、2つ目は、児童発達支援とともに治療を行う医療型児童発達支援、3つ目は、就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービス、4つ目は、障害児が利用する保育所等を訪問し、保育所等での集団生活適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援となり、現在、本市では児童発達支援事業所が八街市立つくし園を含む3カ所、放課後等デイサービス事業所が3カ所設置されており、本年4月には、児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う児童発達支援センターの開設が予定されております。

また、市単独事業として、就学前の幼児を対象に幼児ことばの相談室を設置し、ことばや発達に心配がある幼児への指導、助言等を行っております。障害のある子どもの支援については、保健、福祉、教育などさまざまな関係者が関わり、子どもの成長に応じた一貫した支援が重要であることから、療育の場や特別支援学校等との連携、情報共有を図り、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、地域のキズナづくりについて答弁いたします。

(1)ですが、本市では、ふるさと納税制度といたしまして、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり基金を設置しているところであります。

平成26年度の実績につきましては、12月末時点で寄附件数が211件、寄附金の合計額が385万5千円となりました。なお、平成25年度の寄附件数が99件、寄附金の合計額が384万8千801円でしたので、平成25年度と比較いたしますと、平成26年度は寄附件数が2倍以上になりましたが、寄附金の合計額では微増となっております。なお、寄附件数が増加した要因といたしましては、本市の特産品である落花生のPRを兼ねて、平成25年2月から寄附金の額が1万円以上の寄附者へ、お礼の品として落花生の詰め合わせをお贈りしている効果であると考えており、平成26年度につきましては、5月のみの1カ月間の限定ではございましたが、JA千葉みらい八街支店のご協力を得ましてスイカをお礼の品に加えました。また、3月からは、八街市推奨の店「ぼっち」のご協力をいただき、本市で製造、生産される商品などのPRも兼ねて、ニンジンジュースやお茶などもお礼の品に加える予定となっております。

次に、(2)ですが、市といたしましては、本市へ転入された方にパンフレットの配布を行うとともに、広報やちまた、市ホームページへの掲載により周知を務めているところであり、区長さん方に対しまして、自主的に区へ加入を働きかけていただくようお願いしているところでございます。

各区自治会につきましては、核家族や少子高齢化に加え、高齢者のひとり暮らしの増加、生活様式の多様化により、加入率の低下傾向が続いている中で、希薄となっている共同性、地区の横のつながりの関係をどう保ち、共通課題の解決、発展をさせていけばいいのかというテーマも抱えております。加えて、経済成長時に形成された開発等による住宅地での自治会には、集中浄化槽の維持管理等から加入し自治会費を払っているが、さらにくくりの大きい区への加入にあたり、区費等が二重の負担になること、区等自治会において実施するさまざまな行事に参加できない、しいては自身に恩恵がないため区に加入するメリットがない、夏祭りのような地域行事のイベントに参加したいが役員等にはなれない、高齢者の単独世帯のため、近所付き合いは継続したいが役員を受ける体力がないなど、各区等の自治会長や市民からさまざまなご意見も伺っております。

また、東日本大震災を経験し、近い将来、大規模地震が発生する確率が高いといわれている中での防災力や、犯罪が比較的多いといわれている中での防犯の強化、ひとり暮らしの高齢者の増加する中での見守り活動や助け合いなど、行政と市民、区等自治会などの自治組織やNPO法人、その他ボランティア団体などとの連携、役割などの横のつながりの必要性を認識していただく周知も加えて行ってまいりたいと考えております。

次に、(3)ですが、本市では、平成22年度が事実上の協働に関する検討のスタートであり、八街市協働のまちづくり職員研究会を設置し、本市における協働に係る事業の実態調査や自治会等における現状、課題等実態調査を行ってまいりました。

また、市職員に対しての協働のまちづくり職員研修会、市民に対しての協働のまちづくり市民講演会、市民講座、市民懇談会などを開催してまいりました。さらに、平成25年度には、協働のまちづくりシンポジウム・イン・やちまたを開催し、市内外から多くの方に会場いただいております。平成25年10月には、八街市協働のまちづくり検討会を設置し、ほぼ月1回ペースで開催しており、本市における協働のあり方の検討、また、協働のまちづくりの指針(案)の作成を進めてまいりました。検討会の構成員としましては、各種団体等からの推薦者が10人、公募市民が7人、協働のまちづくり職員研究会からの参加が24人の合計41人で構成されています。今後は作成された指針案を検討、審議するため、協議会等を立ち上げ、議論していただき、さらに多くの市民からのご意見を伺った上で、本市の指針として確定していきたいと考えております。協働のまちづくり条例や推進計画の策定などにつきましては、その後の展開と考えております。

○小菅耕二君

ご答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援の充実についてでございますけども、本年4月よりスタートしました

子ども・子育て支援新制度の内容についてをもう少し伺いいたします。

子どもたちがより豊かに育っていけるようにと、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援が用意されると聞いておりますが、その内容はどうか、伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えいたします。本市におけます子育て家庭の支援策といたしましては、平成27年度予算にも計上してあるとおり、新規事業といたしましてはファミリーサポートセンター事業ということで、実施時期については4月ではなく、下半期10月あたりからということで実施を予定しております。この事業については、子育てをしている保護者等を会員といたしまして、保育施設等までの送迎や小学校の放課後の預かりなどを行う相互の援助活動でございまして、この活動をアドバイザーが連絡調整する事業でございます。

このほかに、保育所や幼稚園に入園していない就学前の児童の方を対象に、保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由で、家庭での保育が一時的に困難となったお子さん方を預かる一時保育を一律、公立の保育園では3園、私立の保育園では2園で行っているというような状況でございます。

○小菅耕二君

もう1点の制度についてですけれども、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みとも聞いております。

ですけれども、いわゆる小1の壁といわれる小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になる共働き家庭に対して、具体的にどのような支援を構築、展開していくのか、伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

いわゆる小1の壁の本市の対策でございますが、現在においても小学校に入学してからの共働き家庭等の児童にとって安心して安全な居場所を確保するために、いわゆる放課後児童クラブを全小学校区において設置しておるということでございます。4月から始まる新制度では、入所の対象児童が3年生から6年生に対象が拡大となるということでございまして、この関係上、私ども、今回の条例でも出しておりますが、一部の児童クラブの定員の増や新たに川上児童クラブを、川上小学校の余裕教室を利用しまして1カ所、定員40人で設置することによって、この小1の壁等について今後とも進めていきたいと、そういうように考えておるところでございます。

○小菅耕二君

手厚く施策を展開していただきたいと思いますとお願いたします。

次に、障害福祉の充実について、何問か再質問させていただきます。

市役所内部での推進体制、特に関係部下の連携や関係職員の資質向上に向けた研修等、どのようになっているのか、伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えいたします。本市におきましては、障害福祉推進の基本となる行動指針といたしま

して、障がい者の基本計画を策定いたしまして、障害のある人に関わる施策を体系化し、さまざまな分野について事業の展開を図っておるところでございます。

今後も、この障害者基本計画に基づきまして関係部署との連携により、障害者施策を総合的、計画的に推進するとともに、関係職員の積極的な研修等の参加によりまして、資質の向上と相談支援体制の整備を図り、障害福祉の自立を今後とも推進してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○小菅耕二君

次に、在宅障がい者福祉サービス体制の充実、これについて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

在宅障がい者の福祉サービスの体制の充実等でございますが、地域社会におけます共生の実現に向けて、平成25年には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されておまして、障害のある人の支援といたしましては、1点目、重度訪問介護の対象拡大、2点目、共同生活介護、いわゆるケアホームでございますが、共同生活の援助、グループホームの一元化、それから3点目といたしまして、地域移行支援の対象拡大、4点目といたしまして、地域生活支援事業がこれによって追加されたところでございます。

これらの支援策を推進いたしまして、障害のある人の地域移行の促進、地域生活の基盤となります住まいの場の確保、地域生活支援事業の強化等によりまして、在宅障がい者福祉サービスの充実を今後とも図ってまいりたいと、そのように考えております。

○小菅耕二君

障害のある人は、先ほども申しましたけれども、身体、知的、精神などさまざまな形態がございます。また、その程度もさまざまでございます。ですので、それぞれに適応したきめ細かな支援が必要であります。障害福祉の充実を強く求めてまいります。よろしくお伺いいたします。

次に、3番目の地域のキズナづくりについてなんですけれども、先ほどお配りしました区の加入率表、これをごらんいただいてもraitたいのですけれども、これを見ますと、どこの自治会でも加入率の低下が続いております。極端に高いところ、低いところを除くと大体40パーセントか60パーセントが多いというところではないかと思っております。このまま加入率の低下が続きますと、今後、市で進める協働のまちづくりにも支障が生じるおそれもあり、地域のキズナも薄れていってしまうように思われます。

昨日も目安箱、総務部長の答弁でございましたけど、目安箱を設けるというようなことでございましたけど、今後、全庁的にいろんな意見を出し合っていて、各自治会の加入率向上のために知恵を出していただいて低下を食い止めなければ、安心・安全な街づくり実現もかなわないのではないかと思います。行政で今後どのようにまた行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。今、小菅委員さんがおっしゃったように、この区の加入率、この表を見ますと、非常に苦しい状況の中での答弁になるわけでございますけども、この区の加入につきましては、やはりそれぞれの区の持った問題点というものがあります。こういったものの、行政が関わってそういったものを整理していくことも今まではできていない状況もあります。区長会議というのも、以前は、例えば2カ月に1回やられていたわけですけども、基本的に区長会議が連絡員としての立場上の会議というような形で、事務の連絡等で終わっていた状況があったものですから、そういったものを改善するために、今、年に2回の区長会議、全員が集まる会議、そういった形になってございます。

また、この会議におきましても、行政側から区長さん方をお願いする仕事ですとか、そういったもののご連絡、またはお願いというような形になっている中で、やはり各区の問題点、これは区の中でももちろんご議論されているんだとは思いますが、なかなか市全体での加入率を上げるにはそれぞれの区の持った問題点を行政側もきちんと把握しなければいけない、それにはやっぱり区の方にそういった調査等をきちんとした上で、また区長会議の中でも皆さんで議論していただく場を作る必要性もあるのかなというふうに私は感じております。

それと同時に、今、目安箱というお話もありましたが、当然、目安箱はどんな意見でもいいですから、職員がみんな持ち寄るためにということで設置するわけでございますけども、そのほかに提案制度ももちろんある中で、例えば月に1回テーマを決めて、こういったテーマでの職員の考え方ですとか、そういうものも必要かなというようにも思っております。これは、やってみてどのぐらいその目安箱に最初入れてもらえるのか、職員がどういったいろんな案が出るのかというのを見た上でそういったことも考えていく、その中にこの区の加入についても、これはやはり行政をしていく上で必要などころは必要であると、あとは区だけの問題については行政も関われないところもありますので、そういった大きい問題というテーマではなく、一つ一つを解決していくためには市と区の連携がもっと密になった上で、なおかつこの状況を見ますと、市長の答弁もありましたように、経済成長期以降団地が形成されたところについてはある程度の加入率、それにしても、本来だと100パーセントに近い加入率になのかなと、自治会としてはですね。ですが、やはり70ぐらいまで落ちているところももちろんあります。そういったところで、それぞれの区がどういったテーマで区の運営をしていくのかというところも、市はアドバイザー的なところまでしか多分加われないとは思いますが、そういった実態を把握することが、まずは私どもは必要ではないかと、それに対しての対応をしていかなければいけないのかなというふうには思っています。

○小菅耕二君

この区の加入率向上に向けては大変難しい、いろんなことが絡んでまいりますけども、市の行政と区とか、一体になって加入率向上に務めていていただきたいと思ひまして、終わります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

おはようございます。誠和会の鈴木広美です。通告に従い、順次、質問をさせていただきますが、新年度、平成27年度に関して、国・県、市町村等ますます厳しい財政運営であると思受けられます。しかしながら、厳しい中でも行政運営は進めていかなければなりません。また、本市においては行政全体の経費の削減、また施策等の見直しなどによる緊縮財政がさらに進んでいると思われれます。しかし、見方を少し変えたり、考え方を少し変えたりと、その中に希望も生まれてくると私は考えております。それは、市民と行政が今以上に1つになるチャンスがそこにあるかもしれないからです。

北村市長、また執行部の皆様におかれましては、市民の暮らしの未来に安心、希望が今以上持てるようにまずはお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

質問事項1、安心・安全な街づくりについてですが、要旨(1)八街市総合防災訓練について。今月の2月15日に行政、また東学区の小校区あわせての大きな防災訓練がとり行われました。

その件について、まず①として、防災訓練の内容と成果について、まずお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。去る2月15日に八街東小学校を会場として、平成26年度の八街市総合防災訓練を実施いたしましたところ、地区の社会福祉協議会の皆様、各区の皆様の協力によりまして約200名の参加がございました。訓練内容につきましては、昨年度実施いたしました初期消火、煙体験、AED取扱い、応急救護、避難所開設の5つの訓練のほかに、今年度は被災者救出、避難所運営ゲーム、炊き出し、避難所照明等設置体験の4つの訓練を追加し、内容の充実を図りました。

また、今回の訓練の目的は、小学校区を単位とした訓練を実施し、今後、地域がまとまって防災活動に取り組んでいくための契機とすることでしたが、その目的は達することができたものと考えております。

来年度以降は、今年度と同様に小学校区を単位として訓練を実施するだけでなく、教育委員会とも十分に協議をした上で、児童・生徒に参加を呼びかけるなど、より多くの地域の皆様が一緒に参加できるように、今年度以上に内容の充実した訓練を実施してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

答弁ありがとうございます。今回、2月15日、参加者は約200名ということで、昨年に比べますとまた新しい内容のものが取り入れられておりまして、非常に充実した防災訓練だったとは思いますが、東小学校区ということで地域の区が5つ参加されていると思っておりますが、その行政区との話し合い、今回の防災訓練に際しましての話し合いがどのように

行われてきたか、お伺いをいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁いたします。今回の東小学校区を中心とした防災訓練ということでございまして、関係する1区、大関、富山、朝日、七区、また2区の一部の皆様にもご協力をいただいたということで、市の主催として実施することで行ったわけでございますが、それぞれ関係します区長さんをはじめとします区の役員の皆様には、その防災訓練に参加していただきたいというお願いをして今回執り行ったところでございます。

○鈴木広美君

いろいろお話をされて、区の協力のもとでということなんですけども、その区民の連絡とか周知、そういったものに関しては回覧板等で行われたと思うんですが、その回覧板が非常に伝わるのが遅かったと。実際、2月15日に開催予定だったものが、回覧板が回り始めたのが2月9日の1週間前に。これはうちの方の自治会関係なんですけども、朝日区の方では9日の月曜日に組長さんの方に来たということで、ほかの一般の方への周知が非常におくれて、知らなかった人も非常に多かったというふうに伺っているのですが、もっと前にそういったものが出せたのではないかというふうに思うんですが、その仕方について、それは回覧板だけだったのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

今、議員さんがおっしゃいますように、私どもの方も回覧といいますか、周知が遅いということでご指摘を受けたところでございます。

今回につきましては、区民の皆様にも、区長さんを通じまして回覧ということで周知をしたところでございますが、本当にこちらの方の段取りが悪いということで、区長さんに回覧をお願いしたのが2週間前ということで、1月29日の日にお願いをしたということで、これでは当然のごとく、なかなか回覧を回すには期間が短過ぎるということで、今回の第1の反省点として、防災課の方でも、今後につきましてはもちろん計画も早く立てなければいけないというのは先ほどの市長の答弁にもあったように、当然、計画をスムーズに活かせるには、周知については相前に皆さん方にお願いをします。それで、より多くの方々に参加していただく。また、小学校区単位で行うという計画で今後もございますので、当然、小学校または中学校も、学校側にもお願いをして、子どもさん方の参加もどんどん増やしていくということで、やはりみんな、大人の方も子どもの方もみんな防災に対する意識を高めていくことがまず第一だと考えていますので、それについては今回の反省点を十分活かしまして、来年度はきちんとした形でやっていきたいというふうに思っております。

○鈴木広美君

今の部長のお話が、次の②の今後の課題について伺いますという部分にもちょっとかぶってくるんですけども、次の質問としまして、今後の課題について、市長の方にお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。八街市総合防災訓練は、今年度を含め2回実施いたしました。訓練内容の検討、訓練への参加のお願い、訓練の準備、運営、後片付けの全てを市の職員が行いました。市の職員だけで訓練に関わる全ての業務を行っているため、訓練の内容に市民の皆様のご意見を反映できない、動員できる人員に限りがあり、より充実した訓練を実施しようとすると、運営する側に人数不足が生じるという問題がございました。

来年度以降は、早い時期に地域の皆様に訓練への協力をお願いし、訓練への参加だけではなく、訓練の計画、内容の検討、準備、運営、後片付けの全ての業務に地域の皆様にも携わっていただくことで、市と市民が協働で実施する市民参加型の訓練の形を作り上げていきたいと考えております。

○鈴木広美君

今後の課題について、非常に前向きなご答弁をいただきました。その中で、やはり職員の方が朝早くから準備をしていく中で、特に担当課、防災課等、以前からお話はしておりますけども、危機管理担当の職員がいまだ1人であるということは、阪神淡路から20年たちまして、また、3.11東日本大震災よりもう4年近くなると。近年、いろいろな自然災害、噴火があったり台風の直撃ということで、やはりこういった災害がいつ起こるかわかりませんので、そういった部分に関しましては危機管理の人員、これはどのようにお考えになっているのか、お聞きいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

こちらの危機管理の体制ということでございます。これは以前から議会でもご指摘をいただいておりますのでございまして、私どもとしましては、当然のごとく、災害はいつ起こるかわからない中での、今の防災課の体制で大丈夫なのかということで懸念をしているところでございます。本来の危機管理につきましては、専門職員を増やして充実をさせるということが望ましいことは十分認識しているところでございます。

しかしながら、現在の状況といたしますか、厳しい財政状況からの職員の増、これはやはり難しいところもございまして。その中で、次年度でございます平成27年度については、職員の減ということも実態としてございます。こういった中での業務の内容についても精査をして、組織等の改編も含めながら人員の配置をきちんとしていかなければいけないというふうにご考えているところでございます。そういったところを合わせまして、次年度以降の体制づくりを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴木広美君

それでは質問の方を続けますが、やはり職員の人員の件につきましては、これは非常に大変な部分が多いかと思えます。先ほどから市長答弁の中にもありましたように、行政区、そういった部分の方々の応援が不可欠であると私も認識するのですが、そのほかに、今、自主防災組織、そういったものもどんどん立ち上がっているかと思うんですが、やはりそういった人たちが中心となった、先ほど答弁の中に市民参加型の訓練というふうにお言葉があったのですが、私は将来的には市民中心型、要するに、区民なり自主防災組織が立ち上げ等をやっていただいて、そこに行政の協力が乗っかっていく、将来的にそういった防災訓練、あるいは防災のあり方というものが一番必要になっていくのではないかと。

これらの答弁は要らないですけども、そういった方向性で、職員の人員云々ではなくて市民の中心型の防災訓練、防災のあり方、そういったところを指導していただくような考え方を持っていただけると、もっともっと市民との一体感が生まれて、よりよい地域作りができるのではないかと、そのように感じます。

今回、この防災訓練の中に私も初めて経験させていただいたのですが、避難所において、避難者ゲームというものを今回取り入れられていたと思うんですが、その避難者ゲーム、私も参加はして大体の内容はわかるのですが、もう一度その辺の説明をお願いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

今回、約200名の参加をいただいて、これを体育館の方で、まず避難所の設営から皆さんにやっていただいて、避難所の、この体育館の面積でいきますと、こういった通路を通過してこれだけのブルーシートを張って位置を決めて、そういったことも含めてやっておりました。

その中で、最終的に避難所の運営ゲームということで、これにつきましては、大もとは静岡県の方でこれが作られたというふうにお聞きしております。これは、塩竈の被災地の方のボランティアさんがそれを採用されて、今後の避難誘導、また、避難所の運営についてのゲームをということでやられたということで、議員さんのお名前を出してあれかと思いますが、加藤議員も被災地の方に行かれて、こういったものがあるということで、ボランティアさんの方が八街に講演等で来られたときに、八街の社会福祉協議会の方にこういったゲームをということで置いていっていただけたということで、また、そのときには各中学校を回ってゲームも実施されたということで、これを社会福祉協議会の方で、機会ごとに自分たちでもそのゲームのやり方を覚えられたということで、今回は社会福祉協議会の職員の皆さんにご協力をいただきまして東小学区で、あのときには5班か6班に分かれて、子どもさんも大人の方も1つの避難所の中でこういった形で、例えば、東小学校でしたら校舎、体育館等の面積、図面を用意しまして、そこにいろんな避難者の形がございます。例えば、妊娠している方が避難してきたとか、寝たきりの方が避難してこられたとか、中には、私はあっと思ったのが、八街の方に旅行で来られた方がバスで20何名避難してきましたとか、そういったいろんなケースを避難所の中でどういうふうに配置していったらいいのかというのをみんなで話し合

いながら、中には、ちょっと私も一緒にやらせてもらったときに、飼っている猫と一緒に連れてきたのだけだということ、いろいろな意見が出ました。猫を避難所の中に入れるのはどうだとかね、犬だったら外につないでおいていけるけど猫をつなぐのはどうだとかと、みんなでそれを話し合いながら、いろいろな方法を作ってやられていました。非常に、そういう形ですと色々な意見が皆さんから出てきます。そういったことを普段からやられることで、いざ避難所を設営して運営していくには非常に役立つゲームであるかということ、防災課としましても機会があるごとにこれをやっていくということ、今後も続けていきたいというふうに思っています。

○鈴木広美君

私もそれに参加して、うちの子どもも参加したのですが、非常にいいことなので、これはぜひ続けていただきたいのですが、プラスアルファ、先ほど答弁の中にもあったように、教育委員会の方と学校側とその辺をまた協議していただいて、非常に今回子どもさんたちの参加が少なかった、本当に数えるだけしか出てきておりませんでしたので、やっぱり先ほどの避難者ゲームに関しましても、子どもさんたちの発想はものすごく素直でストレートに出てきて、逆に大人がああなるほどなどと思わせるような部分もかなりありましたので、そういった部分では、またお年寄りや大人の方と子どもたちが接するすばらしい機会、訓練をしながら覚えるようなゲームであったなど。これはぜひ続けていっていただきたいと、そういうふうに思います。

それでは、次の要旨（２）の空き家問題について、全国的にまだまだ空き家の対策、対応が取り上げられているように思うのですが、まず、この空き家の今後の対策、対応についてお伺いをしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。適切な管理が行われていない空き家の増加が、地方、都市部を問わず深刻な問題になっております。国におきましても、昨年11月に空き家の適切な管理や、利活用の促進などを盛り込んだ空家等対策の推進に関する特別措置法が交付され、市町村へは所有者等への把握を目的にした空き家等への立入調査権や、固定資産税情報の内部利用を可能にするなど、市町村が行う空き家対策の大きな後ろ盾となるものでございます。

今後、国から示される基本指針に則した市町村による空家等対策計画の策定や、空き家等に関するデータベースの整備におきましても、現状把握が重要となることから、できるだけ早い時期に実態調査の実施可能な体制を確立してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

空き家に関してなんですが、まず、ストレートにお聞きいたしますけれども、今、八街市においての空き家の件数、そういったものは把握されているのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げますが、以前、桜田議員さんからもご質問がありまして、空き家の現在の件数というところなんですが、これにつきましては、総務省が5年ごとに実施しております

住宅土地統計調査、これによりまして調査の中で空き家がどのぐらいあるのかという調査がされているわけでございます。

現在、八街市の実態という中での数といいますか、割合、これにつきましては、あくまで統計調査の数字でございまして、本当に全体を調査したということではございませんが、発表によりますと、八街市が12.9パーセントというのが2008年のものでございます。県としましては13.1パーセントということでございますが、若干八街の数字は低いというところではございます。次の2013年度の調査につきましては、一応、今速報で、まだ八街市とか千葉県というところまで数値が出てございません。国全体としましての速報値が出ておまして、空き家の率が国で13.5パーセントということで、前回の2008年度と比べまして63万戸、8.3パーセント国でも増加しているというような数値が出ております。こういったところを考えますと、その統計上でも八街市はもっと2008年の数値よりも増えているのではないかというふうに認識しているところでございます。

○鈴木広美君

統計調査、5年置きのあれなんですけども、今回、この空き家、私が昨年の6月議会でもこだわっているのですが、今年の1月28日から九州の佐賀県嬉野市というところに誠和会として視察にお伺いをさせていただきました。

その中で、嬉野市さん、人口約3万弱なんですけども、そこで平成26年度、25年度において空き家の条例を作られたということで、その辺を私も詳しくお伺いしてきたのですが、その嬉野市さんでその条例を作るにあたっては、やはり実態調査というものをしていかなければいけないということで実態調査を行いましたら、わずか3万のところで約500軒ちょっとの空き家があるというような実態がわかりました。その中で倒壊する危険な建物というようなところも全てわかったと。これは、やはり国の法律上、立ち入れないところもあるんですけども、外から見た形で建築士さんの方とその辺を調査して倒壊がある、ないというように仕分けをされてきたと。この嬉野市さん、担当の方がお一人だけです。やはり総務企画課の担当の方なんですけども、ほかの関連する担当課から何人かずつが一応委員会というか班という形になっているのですが、実質的に動かれている方は1人ということで、その調査の方法を私はちょっと伺ったのですけども、行政区の協力をもとに実態調査を行われたと。

やはり、これは次の質問にも絡んでくるので、ちょっとお話をした後、次の質問の方に移る考えではいるのですけども、実態調査をするにあたって区行政のご協力、区長さん、あるいは町内会のご協力を求めて、私の手元にあるのですけども、そこでは老朽化、空き家判定基準とこういったものを作りまして、各区の方々にご協力をいただいて、約3週間で近隣のそういった危険箇所、あるいは空き家の情報を集約いたしまして、職員の方が今度は建築士さんと約3カ月かけて実態調査を行われたと。やはり非常に前向きな考え方を持たれているなど。そういったものに関して、八街市としてそういった実態調査を今後、区行政を巻き込んで、地域の方にご協力をいただいて、そういった実態調査をするお考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

ただいまの空き家の調査等に関してでございますが、一昨日ですか、桜田議員さんから空き家についてのご質問がありまして、空き家条例を作る前段で、まずこの実態調査は必要であろうということは私どもも考えておるところでございますが、平成26年の11月27日に公布されました空家等の対策の推進に関する特別措置法、これに基づいて特定空き家等につきましては市行政も、例えば空き家への立入調査ですとか、所有者を把握するための固定資産の情報を利用できるとか、いろいろと規定がございます。こういったものにつきましては、市が関わって指導ですとか勧告等も含めて、そういったものもできるという法律が公布されたものでございまして、ですから、その前段でこういった調査をということで、今回、地方創生の中での交付金を利用しまして、まずは八街市に空き家の実態としてどれだけあるのかといった調査をまずするというところで、今考えておるところでございます。

これはあくまでも国の採択を受けられればのところになると思うんですが、そういった調査もして、まず実態を把握すると。そこから今度はその先に行きまして、特定空き家としての危険性のあるものについての調査等に入っていくということが必要というふうには考えております。

○鈴木広美君

今のお話は、私もちょっと言い方がおかしかったのですが、条例に関してというような内容になってしまったのですが、これからお話ししたいのが、②の空き家バンクについてと非常に絡んできますので、最初に、まず空き家バンクについて、この辺をちょっと詳しくご説明をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。本市の空き家バンク制度につきましては、平成26年12月1日付で八街市空き家バンク実施要綱を制定し、あわせて一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会印旛支部と八街市空き家情報登録制度「空き家バンク」による空き家の媒介等に関する協定書を締結いたしました。

空き家バンク制度の概要につきましては、空き家の売却、または賃貸を希望する所有者などからの申請により登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して本市が情報提供する制度で、登録された空き家情報については市ホームページに掲載いたします。現在のところ登録物件はございませんが、3名の方から登録、あるいは利用したい旨、空き家についての申し出をいただいております。今後、宅建協会印旛支部と調整の上、現地調査を行い、登録可能な物件であれば市空き家バンクにおいて情報を公開する予定でございます。また、市内の空き家情報に関する問い合わせもあることから、今後、登録物件が多くなれば空き家の売買、賃貸借も増えてくるものと考えております。

今後は空き家バンク制度に関する啓発でございますが、固定資産税の納税通知書に封入される口座振替啓発文の一部スペースを活用いたしまして、空き家バンク制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

先ほどの上の1番と結び付いてくるのですが、この空き家バンクに関しましても、先ほど宅建協会等と協力し合って、やはり現地調査ということで、問い合わせが3件あったと。実際問い合わせが3件あったとしても、多分その内容に関して行政の方でどういった家がありますとか、こういった家がありますというようなお話はできていないのではないかと私は推測するのですが、せつかくこういった空き家バンク、あるいは所有者がわかっている、わかっていない、そういったもので仕分けをしていかないと次に打つ手、要するに、じゃあ、この建物に関しては空き家バンク、あるいはどなたか借りたい、あるいは地方から来てちょっと住みたいというような方とか、そういった問い合わせがあったときに、調査した内容が手元があれば、その場ですぐお話しできると思うんですよ。一々お話があってから探すのではなくて、先に調査をした上で、そういったものを手元に置いておけば、問い合わせがあったときにすぐ対応できると。やはりそれがスムーズな運営、サービスにつながるのではないかと。そういったものに関しては1件、1件電話があってから、あそこが壊れている家です、あいている家ですと1軒、1軒見に行くのであると、職員の方も非常に大変であると。

多分、八街市全体を考えれば、嬉野市さんと比べれば500軒以上はあるのではないかと思うのですが、まず一番最初に、条例にしても空き家を使う利用にしても、実態調査というのが一番最初に来る、順序的にはそういったものがされていかないと次の手が打てないというのが私の考えでありますので、空き家バンクが始まっていくわけですから、一日も早い実態調査、または区の行政区等をお願いをして協力をしていただいで、その調査を進めていくようお願いをしたいと思います。

続きまして、質問事項の2に移ります。

質問事項2、教育問題についてですが、要旨(1)八街中学校区教育課程説明会について、その中の①の学力向上についてをお伺いいたします。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。学力向上につきましては、本市の大きな課題となっております。生きる力を育てるために、児童・生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎学力を向上させることが求められています。基礎学力を向上させるためには、各学校において創意ある教育課程の編成と実施、授業改善プランをもとにした授業改善等に取り組んでおります。

教育委員会としましては、学力向上プロジェクト事業として、八街市学力調査や全国学力・学習状況調査、千葉県標準学力検査の実施から評価・改善を推進しております。つまりきを克服するための適切な支援をすることにより意欲が高まり、学力向上につながるものと考えております。学習したことを定着させ、それが個々の力となるよう、学力向上プロジェクト事業の推進に努めてまいりたいと思います。

○鈴木広美君

答弁ありがとうございます。まず、この学力向上について、この中で本市内の学力テス

ト、これは県と全国とあるわけですが、県の標準学力検査の到達度通知表という、中学校区では県の学力テストに関しては多分公表されているというか、お渡ししていると思うんですが、小学校区に関してはどのようになっているか、お聞きいたします。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

県の標準学力検査の結果でございますけれども、それは各学校によりまして、また各学年の実態に合わせた形で伝えるようにしております。特に、市内で統一した形ということとは行っておりません。

○鈴木広美君

ただ、ある一部で、平成27年度に関しまして、小学校の方も幼小中高連携の意味合いから小学校、中学校の中で、今、中学校ではそういうふうに通達されているのですが、小学校でも県の学力検査に関しては統一して行おうではないかというお話を聞いたのですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

ちょっとその辺の内容につきましては、まだ教育委員会の方で把握しておりません。申し訳ありません。

○鈴木広美君

ちょっと把握されていないということなんですけれども、東学区で平成27年度の方向性としまして、次の質問の②3学期2期制とも関連はしてきてしまうので、今、順序がどうかなどは思っているのですけれども。

小学校の方でも1年生から6年生まで、要するに、到達度通知表をお渡しして、どうしてかということ、小学校の中でそれを保護者の方に知らせている学校、知らせていない学校、また学校内において、クラスによって知らせているクラス、知らせていないクラスということで、非常に統一性がされていないというようなお話を聞きまして、今回ちょっとこれを教育委員会の方でどの程度把握されているのかを聞こうとは思ったのですが、それがこちらの方には届いていないということなので、それはぜひちょっと確認をしていただきたいと。

それは、また改めて違う形でお伺いになるかと思うんですが、次の②の3学期2期制について、この件に関してちょっとお伺いをしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。平成27年度から八街中学校、八街東小学校、八街北小学校では、評価の2期制に取り組むことになっております。

この教育課程を実施する狙いとしては、学期末の短縮日課が減り、児童・生徒と教職員が接する時間が多くなることで、個々の生徒指導上の課題解決及び学力向上につなげていこうとするものでございます。2期制の成果は直ちにあらわれるものではないので、さまざまな機会を通じて進捗状況及び効果を伝える工夫が必要であると感じております。

教育委員会といたしましては、評価の2期制の成果、課題については検証し、それを踏まえ、生徒指導上の課題解消、学力向上の改革・改善につなげていきたいと考えております。

○鈴木広美君

3学期2期制の件が、一番最初の要旨（1）で出しました八街中学校区教育課程説明会、これが今年の1月29日に開催されまして、その件に関しましてなんですが、保護者の参加人数をちょっと教えていただきたいのですが。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員の方から参加人数というご質問がありました。その前に、先ほどこちらで学力到達度の結果について把握していないというふうにお答えしたのは、八街中学校区の中で統一した形を出すということを承知していないわけで、全ての小中学校、結果については児童・生徒の方に出しております。

では、改めましてお答えをさせていただきます。3校、まず八街東小学校では、在校生、保護者、1月29日に実施しまして58名参加、そして新入生の保護者に対しまして2月3日に行いまして130名、ほぼ全員に近いのかなと思っております。八街北小学校、これは在校生の保護者には12月12日、60名。そして新入生の保護者は1月30日に行いまして53名、八街中学校におきましては、保護者が集まるおりに話をしているというふうに説明を聞きました。3月23日、学年末の保護者会を予定しておりますので、そこで説明をするということでした。また、新入生の保護者に対しては1月16日に実施し、223名と聞いております。あと、これは保護者への説明であり、それを前段として各学校の学校評議員、そしてPTAの役員さんには懇切丁寧に説明した後でこういう保護者会での説明が行われたとも聞いております。

以上です。

○鈴木広美君

参加された保護者の方、特に新入生に関しましては、これから通っていく子どもさんのことですから、やはり非常に関心があるというふうに見受けられるのですが、在校生の保護者に関しましては非常に参加率が悪いと。

これが1月29日、東小学校で行われたのですけども、説明がその1回だけですよね、保護者等に関しては。それでこの3学期2期制というのが全て伝わったのかどうか、その辺はどのようにご判断されているのか、お聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

1回ではなかなか全てに周知したところは思えませんが、その際に文章を作成して資料として配っておりますので、それは各保護者の方にも配っておると思います。また、今後も各校管理職が窓口になるとは思いますが、いつでも説明する準備ができておりますので、心配等ありましたら、各学校の管理職に問い合わせいただければ説明は可能かと思っております。

○鈴木広美君

それと、この説明会、私、内容を見ますと説明会というよりも、平成27年度、こういう方針で行いますという、もう正直言って報告みたいな形の会議、説明会であったというふう

に私は聞いているのですけども、その際に保護者の方から3学期2期制を取り入れるにあたりどういったお話が出たのか、正直言います、これを取り入れている学校がそれをまたやめてしまって、元に戻したお話とかもあったとは思いますが、そういったものを含めて保護者からどういったお話があったのか、把握している範囲で結構ですので、ご説明お願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

それでは、何点かについて、出た質問についてお答えいたします。

まず最初に出ましたのが、2期制の中間が秋になりますので秋休みはあるのかという質問が多かったと。そして、それは答えについてはありませんと答えております。テストの回数が減るのかという質問がございました。これは、全く教育課程が変わりませんのでテストも変わりません、減りませんというふうにお答えしてございます。中学校の進路が、学期が変わることによって進路について不安がありますという質問に対しては、全く不安を必要ありませんと。その理由としては、進路に関する評価はこれまでと全く同じで行いますからということで答えています。この3点が多かったというふうに聞いております。

○鈴木広美君

わかりました。そういった形で保護者の方がご納得されて、いい形で前向きに行われることが非常にいいことだとは思いますが、やはりもう少し説明に関しては非常に説明不足であったのかなど。確かに、手紙等で出されたということも伺っていますけども、それが保護者の方の手元に行っていないと、そういったお話も聞いております。何らかの形をとって、そういったものはきちんと伝わるように、今後お願いしたいと。

あと、今回、八街中学校区、中学校1つに小学校2つと、この東学区のような感じなんですけども、これが単独でここだけがやる理由は何かあるのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

平成27年度に実施する学校区は八街中学校だけでございます。八街中学校がこの2期制を導入する理由としましては、先ほどお答えしましたように、子どもと教師のふれあいの時間をもっと増やしたい、そして授業の実を増やしたいと、そこをこの3校が目的としているところでございます。

○鈴木広美君

そのふれあいの時間を多く持っていきたいと。そういった狙いがあるとは思いますが、この八街市の近隣市でこれを取り入れている学校、あるいは今度、平成27年度より取り入れを考えている学校と、そういったものはあるのかどうか。

○教育長（加曾利佳信君）

現在、近隣で調査したところ、佐倉市では小学校16校、中学校4校、富里市では小学校6校、中学校はございません。四街道市は小学校2校、中学校1校、そして千葉市は全小中学校で2期制となっております。

以上でございます。

○鈴木広美君

この2期制、取り組むにあたって、近隣市、あるいは千葉の方でもかなりこれを取り入れてやってきていると。インターネット等で調べますと、載っている中で、やはりやめられた学校もあるのですが、非常にこの2期制というのが今注目されて、学校にとっては非常にいいものだというふうに私も見るのですが、これは学校と生徒、それから保護者にとって、先ほどおっしゃられたことが多分最大のメリットであるのかなというふうに思うんですが、最後に、ちょっと教育長にお伺いしたいんですけどね、八街中学校区の2期制、これは実施が平成27年度、始まるのですが、これが学校長が変わってしまうと、新しい学校長が来られると、これは多分学校長の権限という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういった趣旨で校長先生が変わってしまったら、この2期制を取りやめてまた元に戻すのだというような話にもなる内容であると思うんですね。そうなったときに一番犠牲になるのが多分子どもたちだと思うんです。2期制を入れました、でも校長先生が変わりました、2期制は取りやめます、また3学期制に戻します、子どもたちが振り回されるのが一番影響があるのかなと。

そういった観点から、また学校長、先生方の生徒、保護者に対する、先ほど教育長の答弁の中にもあったように、改革、改善、そういったものを非常に、先生方の熱い思いがこの2期制に関して思いが込められていると思うんですけども、これを実施していくには、やはり継続をしていくことが僕は必要だと思うんですね。やりました、じゃあ、2年たってやめました、あるいは1年たってやめましたでは、振り回されるのは生徒たちとされているのです。この2期制を、例えば市の指定を付けて、今後継続事業として行っていく、そして、また八街市全体の中学校区でこれが取り入れられるのかどうか、やはり指定を付けると先生方の意識も変わると思うんですが、その指定については教育長はどのようにお考えになるのか、お聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

まず、学期につきましては、八街市小中学校管理規則の変更で、校長が学校運営上必要であれば学期を2とすることができるというふうに規定してございます。今回の2期制実施の大きな意図は、先ほどからもお話ししておりますように、教師と児童のふれあいの時間の確保、そして授業時間の確保ということが大きな目的でございます。その目的達成のためには、やはりしばらくの間の時間、年数がかかるものと考えているのです。2年、3年では結果が出るものとは私は思っておりません。将来、目的がもし達成された際に、3学期制に戻す方が、よりそのときの学校の運営上効果があると校長が判断した場合は、3学期に戻すことも考えられます。その場合にはかなりの先の年数がかかると思っております。その際は今回以上にその成果の検証、そして丁寧な説明が必要になると私は思っております。今回、実施するよりも戻す方が検証、そして効果の保護者への説明は今回以上に必要かと思っております。そのときは、市教委としても助言をしていく所存でございます。

それとあわせまして、教育委員会の指定をしたらいかがかという問いですが、今回校長の

学校経営上のリーダーシップを重視する観点から、教育委員会の指定のもとで学期を変更するより、各学校の校長の自主的な、そして積極的な取り組み、その中で実施した方がより現場に則した実施ができるのではないかと判断をいたしました。よって、教育委員会が今回指定をすることは必要ないのではないかと判断した次第でございます。

以上でございます。

○鈴木広美君

今の答弁の中ですと、今現在ではその指定は考えていないということですが、実際、これがもうこの4月から始められるのですが、非常に、ここでこういうお話が適切かどうかはわかりませんが、今の東小学校の校長先生、あるいは八街中学校の校長先生は、年齢的に考えますとあと1年という状況がありまして、その残り1年の中でこういったものを取り組んで、どうしても改革、改善をしていきたいんだというお話があったのですが、それが、じゃあ、来年、今度新しい校長先生が来られたときに、いや、これはちょっと方向性が私とは違うんだということになりますと、私、先ほど言ったように、やっぱり継続させていくことが大事だと思うので、先ほど教育長がおっしゃったように、結果が出るまでには3年、5年かかるということでおっしゃっていたので、できれば早い段階でその辺を話し合っていたらいい、指定がとれなければその方針で確実にいきますといったような方向性をぜひ付けていただきたいと。それをお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を許します。

○長谷川健介君

誠和会の長谷川健介です。まず初めに、質問内容事項で八街市の運営について、コストダウンの位置付け、④の中学校のプールの必要性について、この分については取り下げさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、八街市の運営について、コストダウンについて、現在、少子高齢化社会が進み人口減少時代を迎えた中で、収支のバランスが崩れてきている八街市の財政状況を立て直し、財政健全化という目標達成に向けて、職場におけるムリ・ムダ・ムラの改善や人財力の強化、そして充実した行政サービスを展開していくためには、適正な利益を生み出していく

ことが必要であると思われることから質問させていただきます。

まず①番目、人件費について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。本市の給料制度におきましては、これまで人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し行っておりまして、今議会に上程しております給与条例改正案につきましても人事院勧告の内容に沿ったものとなっております。

今回の人事院勧告では、平成27年4月から地域の民間給与水準を踏まえて給料表の水準を平均で2パーセントの引き下げ、また地域手当の見直しを行うものでございます。地域手当の見直しに関しましては、本市におきましては現行の3パーセントで変更はございませんでした。

また、将来にわたって安定した財政運営を行っていくため、勧告とは別に必要最低限の給与減額措置の実施が必要であると判断しましたことから、これまで減額しておりました特別職等の給与の減額率について、私が10パーセントから15パーセント、副市長が7パーセントから10パーセントに、教育長が5パーセントから8パーセントに減額幅を拡大するとともに、一般職につきましては給料月額を一律2パーセントの減額、地域手当の支給停止、また、これまで減額しておりました管理職手当の20パーセントの減額を継続し実施するため、特例条例案を上程しているところでございます。

今回の本市独自の減額による効果額としましては、一般職で約1億5千670万円、また特別職につきましては、本則からの減額効果として約530万円となります。このほかに職員数の削減の取り組みとしまして、平成26年度におきましては、勧奨による早期退職の追加募集などを行いまして、この結果、退職予定者数に対し、採用予定者を抑制しまして13名の純減を行う予定でございます。

今回の給与減額措置の実施期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとしているところでございますが、今後、この減額措置が短期間のうちに終わられるよう、現在、行財政改革を進めているところでありまして、財政の健全化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○長谷川健介君

答弁ありがとうございました。その削減の金額等については、昨日、一昨日と答弁の中で伺ったわけですが、今の答弁の中で、早期退職者の追加募集ということを行ったということなんですけども、実際この募集を行った中で、手を挙げられた職員というのは何名おられるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。勧奨退職者の募集ということでございますが、通年でいきますと、その年の8月末を締め切りとして勧奨退職の募集をしているところでございます。平成26年度におきましては、市長の答弁にもございましたように、安定した財政運営を進めていく中で、職員の定員の適正化を進めていくという中で勧奨退職者の追加の通

知をしたところでございます。これによりまして、早期退職の希望があった職員については3名ということでございます。

○長谷川健介君

今、3名の方が手を挙げられたということなんですけども、通常8月締め切りということなんですけど、それ以降において3名がやめられるということの中で、この3名の方がやめることで今後の業務についての支障等あるのかないのか、その辺を伺えますか。

○総務部長（石毛 勝君）

この退職者の増ということに対して支障があるかというご質問でございますけども、平成26年度の新規採用者の募集等につきましては、その年の定年退職者の補充という考えを持ちまして募集人員を定めて実施したところでございます。

しかしながら、その定年退職者と普通退職者、また勸奨の退職者を合わせまして、採用人員よりも退職者が上回ってしまったという状況がございます。この中で平成27年度の当初予算において、一般行政の事務補助が必要な課につきましては、短時間勤務の事務によって集約的に忙しくなるところでの補充といいますか、こういうものにつきましては、当初予算の枠の中で総務課の中に短時間勤務の事務補助職員分の臨時職員の予算を計上いたしまして、そういったところでの補充をして事務に支障がないように体制を整えていきたいというふうに考えております。

○長谷川健介君

補充等によって、事務に対しては支障がないということなんですけど、またこのようなことが今後も、また毎年募集を行っていくのかということをお伺いしてもいいでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

早期退職といいますか、勸奨退職につきましては、毎年、先ほども申し上げましたように8月末を機に受けておるところでございます。今後につきましては、同じように8月末を期限として募集をしていく上で、その前段で新規採用者の計画もございますので、6月頃までには、事前にその希望者がどの程度いらっしゃるのかというような事前の把握をするように努めていきたいというふうには考えております。

勸奨退職者の募集につきましては、人事を刷新しまして組織を活性化していく目的がございますので、引き続き実施はしていく予定でございます。

○長谷川健介君

今後も行っていくということで、通常8月ということなんですけど、この後については今言われたように、新規採用等との関係もあって6月頃までにとということですので、その辺、支障がないように、また、有能な人材等々の流出によって役所にとって利益を損なわないような形での対応をお願いしたいと思います。

次に、②各課の適正な人員配置対応について、伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。本市では、これまでも職員定員の適正化計画を策定し取り組んできた

ところでありまして、平成17年度から21年度の5カ年を計画期間とした定員適正化計画では23人の減員を目標としたところですが、その結果は、目標数を29人上回る52人の削減を達成し、平成22年4月現在では職員数が556人となりました。その後の職員数につきましては556人前後で推移しておりまして、本市の職員数に関しましては、全国の類似団体196団体と人口1万人あたりの職員数で比較しますと、ちょうど中間に位置しているところがございます。このことから、現在は行政サービスに影響が出ないよう事務量と職員数のバランスに配慮しながら、新規採用職員数は原則として退職者分の補充にとどめることを基本としながらも、新たな事務の実施などにより体制強化が必要な部署については増員を図ってきたところがございます。

しかしながら、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、将来にわたって安定した財政運営を行っていくため、人件費の削減が必要であるという状況から、削減にあたっては職員数の削減と給与減額の両面で進めていくことが必要であるため、現在、定員管理計画を策定しているところがございます。退職者数に対する新規採用者数を抑制し、職員数の削減を図っていかねばならないことから、各部署への職員配置については大変厳しい面がございますが、業務の民間委託の推進や非常勤職員の活用、組織の見直しを進めることで対応してまいりたいと考えております。

○長谷川健介君

今、伺った中で、556人前後の職員数で推移しているということで、今後もさらにそこから切り詰めたり何なりということになると思うんですけど、そういった中で、今、定員管理計画の策定ということで伺ったのですが、これについて内容等を伺えますでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

定員管理計画の策定内容ということでございますが、今年度の財政運営を考慮し、また安定した総務財政としたいということが主観にございますが、現在、定員管理計画を策定中ということでございます。まだ最終的に市長までの協議が調っていない状況でございますので、内容につきましては申し上げられるところではございませんが、一応平成26年度中、あと一月ちょっとしかございませんが、現在、総務の中で案を練っております。その中で、市長と協議をした結果、最終的に庁議等も経まして、最終的な定員管理計画を策定するということにしたいと思っております。基本的に平成26年度から平成30年度までの5カ年の計画期間として目標数等を定めていく考えでございます。

○長谷川健介君

ありがとうございます。また、この内容等がわかりましたら伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、新規採用の職員について伺いたいのですが、今後、退職者も増えていく中で、また新規採用を取り入れていくわけですが、その中でやっぱり有能な職員として活躍していただくために、教育や指導というのは必要になってくると思うんですけど、そういったことに関してはどのように考えているのか伺えますか。

○総務部長（石毛 勝君）

近年、新規採用者、事務職、また専門職等含めまして採用されている中で、まずは採用後に、4月当初でございますけども、関係部署の先輩職員が講師となりまして、まず市役所の業務の内容、また、当然財政面のお話もその中には入ってきます。それと、職員としてのモラル、事務方としましては当然窓口として市民へ対する考え方ですとか、そういったものについて、新規採用者としての最低限のノウハウを学んでいただくために研修等を行っているところでございます。八街市の職員として本市の概要、総合計画、こういうものも当然、最初から詰め込むというのも何ですけども、きちんと把握していただくためにそういった研修を行っております。それ以外に、印旛郡市の広域市町村圏の事務組合で行っております新規採用職員の研修、これにも積極的な参加をしております。また、地方自治制度の研修等も行っているということでございます。

そのほかに職場の研修としては、当然、日頃の事務にあたっての上司、先輩職員から直接的に学ぶことが、やはり職員としてのノウハウを身につけるものというふうに考えておりますので、積極的に新規採用者は上の者に聞いて学ぶと、こういうものを身につけていただけるような体制を作っていくというふうに考えております。

○長谷川健介君

いろいろ研修等を行うということで、その中で日常においては身近にいる先輩職員、上司がそういった指導等を行っていくということですけども、やっぱりその身近な先輩職員の影響はすごく大きいと思うので、その辺はきちりスキルアップにつながるような丁寧な指導をお願いしたいと思います。

それで、続いて、この新規採用の職員についてですけど、配置についてはどのような判断で配置の決定がされるのか、お伺いします。

○総務部長（石毛 勝君）

これについては、当然、試験を受けて合格したものでございます。ある程度の知識的な能力の検定を受けた上での採用ということになるわけでございますが、その採用された職員が大学、または学校等で取得しています資格、免許、また学生時代に専攻している学科等、こういったものを十分に参考し、また民間からの採用、民間をやめてこちらに採用される職員も最近多くございます。その前歴である職歴ですとか、社会人としての経験、こういうものを十分に参考にした上で、各業務に適正であるという判断をいたしまして配置をしているところでございます。

また、二次の採用試験の段階で各受験者にエントリーシートというものを提出していただいています。これには自分が八街市でどういった仕事に興味があってどういった仕事をしたい、私はこういった考えを持っていますというものを表現していただいているエントリーシート、こういうものも十分に参考にした上で配置を決定しているということでございます。

○長谷川健介君

ありがとうございました。いずれにしても、そこに採用されてから数十年、長い間勤務し

て活躍してもらうわけですので、採用した職員の、今も話がありましたけど、適性の方をきちんと見極めていただいて、能力を発揮できるようなところでの配属なり、お願いしたいと思います。

次に、部長職の方について、ちょっと質問させていただきたいのですが、私だけが感じていることかわからないのですが、定年退職等ということもあると思うのですが、近年、部長職の入れかわりというのが非常に激しいですね。そういったことというのは、各部署等にとっても問題等々はないのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

非常にお答えしづらいご質問ではあるかと思いますが、私なりに今までの経験上からいったお答えしかできないかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

部長職につきましては、一応職員の中では市の最高幹部であるという位置付けでございます。各部門における政策の計画ですとか、執行の管理、これにつきましては責任者として指導にあたるのが、当然、部長職であろうというふうに認識しております。こういった中で、積極的な発言をするのが当然のごとく、状況に応じて市全体に関わる事務の先頭に立って対応していく、そういう指導力が求められるということの役割が非常に大きいものというようには認識はしております。

部長職の選任ということでございますけれども、その年の職員の年齢構成の違いももちろんございますし、状況が異なる中で管理職としての経験、こういうものを考慮した上で、定年退職前の職員が部長に昇格等異動する場合は多くなっていくのではないかとというふうに思うところでございまして、部署によりましては毎年変わっていくということも、現在、実質そういうところもございまして、これにつきましては、前任の部長と後任の部長との事務引き継ぎを十分に行った上で組織的に対応していくように、特に支障がないと思っております。今後も適材適所の観点から、職員の配置等はしていかなければいけないというようには考えているところでございます。

○長谷川健介君

特に支障等もなく回っているということですのであれなんですけれども、指導力とか経験値とかいろんな問題ということもあると思うのですが、今後もまた、考え方はいろいろだと思うのですが、組織全体的に見て活性化というようなことをしていくためには、幹部人事についてもちょっと変えていく必要もあるのかなというようなことを感じたので、質問させていただきました。

○総務部長（石毛 勝君）

すみません、ただいまの私の答弁で非常に足りないところがございました。当然のごとく、最終的に決定をいたしますのは市長のお考えもでございます。私の考えで人事をしているというように誤解されてしまうといけないものですから、それだけは申し上げたいと思います。

○長谷川健介君

わかりました。次に、あと、人事異動の時期についての質問をさせていただきたいのです

けども、今、大体人事異動の時期が4月1日から一週間前後ぐらいだと思うんですけども、この短い期間で人事異動ということで、その後の異動後の業務についての支障はどうかかなと思いました。伺います。

○総務部長（石毛 勝君）

4月1日の異動ということで、内示等につきましては、なるべく準備が整えられるような日程で内示をするということにはなっております。事務の引き継ぎ等も考えますと、発表についてはやはりある程度の期間を持って発表する必要があるというふうには考えております。移動に関わります作業や3月議会の日程等も踏まえますと、どうしても時期は3月の中旬以降、20日以降ぐらいの日程になってしまうのが実情でございます。これをスムーズに事務の引き継ぎを行って、4月1日には新体制で動けるというようなことは、昨年度も、極力管理職は4月1日にきちんと動きなさいという指示も出してございます。当然、管理職が落ちつかなければ下も落ちつかないということでございますので、一般職につきましては、それなりにきちんと自分の引き継ぎを早急にやって次の仕事に進むというような体制で指示をしてきたいというふうに考えております。

○長谷川健介君

ありがとうございます。専門的な部署等もありますので、引き継ぎがうまくいくような形で、今後も人事異動をよろしくお願いします。

続きまして、③番目、行財政改革推進室の成果について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。本市では、扶助費をはじめとする社会保障関連経費の増加が見込まれる一方で、市税や地方交付税が減少傾向にあるなど、本市の財政状況は大変厳しい状況が続いております。このことから、より一層の行財政改革を進めるために、組織体制の強化とともに現行の事務事業について、外部からの評価を受け、評価を踏まえた見直しを継続的に進める必要があると判断し、昨年4月に行財政改革推進室を独立した部署としたところであります。平成26年度の外部評価につきましては、第2次基本計画に登載されております主な計画事業について評価していただくこととし、関連性の高い計画事業については1つにまとめさせていただきます。

また、評価対象事業につきましては外部評価を行っていただく、八街市行財政調査会の委員に選定していただいた結果、評価項目数としては13項目、基本計画の事業数としては21事業について評価していただきました。なお、八街市行財政調査会の外部評価結果につきましては、3月20日に報告書を提出していただく予定になっております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。今の中で、評価の対象事業の項目として13項目、事業として21事業ですか、ということだったのですが、その内容を大まかでいいですけど、伺います。

○総務部長（石毛 勝君）

それでは、今、答弁申し上げました第2次基本計画の「八つの街づくり宣言」、これに基づいた選定ということで、各委員さんの方からこれを調査したいということでの出た項目について述べさせていただきます。13項目ございますが、順次申し上げます。

1つ目として、道路の排水機能の向上、道路の維持補修、2番目としまして、バス路線の維持の要請、ふれあいバス運行事業の充実、2の街としましては、消防機構の整備、消防自動車の更新、自主防災組織の設立支援、4番目に交通安全施設の整備、5番目に防犯灯の設置と適正な維持管理、3の街としまして、子育て支援センター機能の充実、児童クラブの充実、4の街としまして公共下水道の整備、5の街としまして家庭教育の充実、家庭教育の支援、9番目としまして地域に開かれた学校作りの推進、6の街としまして地域ブランドの普及、7の街としまして、市民との協働、市民参画協働条例の制定、12項目としまして、コミュニティ活動への支援、活動拠点の支援、自治組織の見直しと地域自治制度の強化、8の街としまして電算システムの更新、再編ということで、13項目を外部評価していただいていたところでございます。これについては、まだ最終的な結果については行財政調査会の方で最終のまとめをして、市長への報告ということになろうかと思えます。

○長谷川健介君

今、いろいろ伺って書ききれないのですが、また後で伺いますけど、こういった事業を外部評価していただいた中で、さっき3月20日ですよ、結果の方が出るような答弁だったと思うんですけども、その辺の結果についてはどの程度か伺えますか。

○総務部長（石毛 勝君）

今、長谷川議員さんがおっしゃったように、3月20日に報告書が提出されるということになってございます。詳細な評価結果については取りまとめているところでございますので現在申し上げることはできませんが、昨年度と同様に、内部評価での各事業と現状の維持、また拡充が多いこと、こういうものに対して外部評価では事業の見直し、改善が多いという結果になっているとの報告は受けておるところでございます。

○長谷川健介君

今の中で、内部評価と外部評価の中で、多少相違点というのが出てきていますよね。そういった点の中で今後見直ししていくわけですけども、見直ししていく中でどういった判断をしていくのか、相違点が出た中でね。その辺ちょっと伺えますか。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃられるように、評価の結果から見ますと、内部評価での判断、先ほど申し上げましたように、内部では現状維持や拡充ということが多かったのに対して外部評価では見直し改善というようなことで、この視点や観点が大きく違っているというふうに考えております。

また、こういうことから、今後については市民目線にもっと寄り添った事務事業を行おうということを考えますと、これについては真摯に受けとめていかなければいけないというふうに考えております。

○長谷川健介君

じゃあ、そういった方向で考えていただけるようお願いいたします。

それから、前回、平成25年度にも調査結果が出ていますよね。その評価に対して見直しをした事業もあると思うんですけども、その中で、今後さらに見直ししていかなければならないかと思われる事業について伺います。

○総務部長（石毛 勝君）

昨年度、平成25年度の外部評価を受けました事業のうち、敬老会事業ですとか市民体育祭事業、これについては、今後のあり方については関係諸団体と協議をいたしまして、平成27年度中には一定の方向性を出すということで検討する予定というふうにはなっております。

また、公用車の適正な管理ですとかクリーンセンターの適正な管理運営、延命化等、これにつきましても、さらなる見直しが必要であるというふうには考えておるところでございます。

○長谷川健介君

今後、さらに見直しが必要だという事業につきましては、今後また調査研究して、さらに改善していただくことをお願いします。

それと、この行財政調査会の委員の任期なんですけども、今年の6月24日で任期の方が終わると思うんですけど、次期の委員の選任等については何か考えがあるのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおり、平成27年の6月24日、これが現在の八街市行財政調査会の委員さんの任期になってございます。新年度早々からの選任事務を進める予定でございますが、これにつきましてはまだ詳しい、ここでの答えはできないところでございますが、事務局サイドの考えといたしましては、現在の委員さんの皆様方、非常に積極的な審議をいただいているところでございますので、できるだけ再任ということも考えながら、また、委員の人数、こういったところも検討の1つになろうかというふうに思っております。

○長谷川健介君

ありがとうございます。それから、昨日の小山議員の質問の中でもお話がありましたけど、その手数料等、今後見直ししていくというような、料金改定を行っていくということですけども、この料金の方を改定していくときに、どういったメンバーの方々に会議を行って決定していくのか伺えますか。

○総務部長（石毛 勝君）

これにつきましては、使用料、手数料の算定の見直しということで指示を出しているところでございまして、最終的には市長、本部長といたします八街市行財政改革推進本部、こちらで受益者負担の適正化基本方針をまとめまして、全庁的な見直し作業を進めるというところでございます。料金改定の有無、また料金設定の妥当性につきましても、同じ行財政改革の推進本部で決定してまいりたいと考えております。

なお、市の行財政改革推進本部の組織につきましては、市長のほか副市長、教育長、各部

長での構成となっておりますのでございます。

○長谷川健介君

昨日の小山議員の質問の答弁であったのですが、改定について受益者の負担率は50パーセントを目標ということでしたけども、実際の中で適正な見直しをこの会議で行っていただきたいと思います。

それから、続きまして、⑤家庭ごみの有料化について、伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。八街市内で発生したごみをクリーンセンター及び最終処分場において処理するために要した年間経費は、人件費を除いても多額の経費がかかっておりますことから、有識者や多くの市民の皆様方のご意見を十分お聞きした中で、今後、ごみの有料化につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、一般家庭から直接搬入されているごみにつきましては、本市と隣接している市において有料化されていることから、本市におきましても実施できるように検討してまいりたいと考えております。同時に、粗大ごみ収集につきましても、受け入れできるものと受け入れできないものを新たに見直しするとともに、現在の収集手数料からごみの種別に応じた手数料に設定を検討してまいりたいと考えております。

○長谷川健介君

この答弁につきましても、昨日も石井議員の中でも市長の方が答弁されていましたが、その前にもいろいろ答弁があったと思うので、担当課ですか、クリーンセンターの関係の課では、現在検討を考えているということで、具体的に今現在何か考えているのか伺います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

具体的なものがあるかどうかということですが、現在、行財政推進本部会議等でもう検討しておりますが、まだ具体的な内容についてございません。市長答弁の方でもございましたとおり、今後有識者の方々や多くの市民の皆様のご意見を聞きながら検討してまいりたいというふうには考えております。

○長谷川健介君

ありがとうございます。具体的に考えは決まっていないということですが、ごみの有料化というのは減量の効果、限度はあるとは思いますが、は非常に大きく影響してくると思います。また、事実、東京経済新聞の方にも掲載されていたのですが、海外でも多くの研究例があって、有料化がごみ減量につながるということがデータでも確認されているということなので、また、先ほどお伺いした行財政調査会の外部評価、これにおいてもさらに見直しというようなことで必要があるというようなこともあり、また、現在も多額のコストもかかっているというような現実を考えた中で、今後は慎重に考えていただいて、正し、適切な判断をしていただくことをよろしくお願いいたします。

次に、農業について、飼料用米の栽培について。先日の公報やちまた2月15日号に飼料用米の記事が掲載されていましたが、記事の内容にあるように、主食用米については現在、

消費量が落ち込み、価格が下落している中で、今後の農業経営において将来的に魅力のある飼料用米の栽培について、もう少し詳しく教えていただきたいと思い、質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。飼料用米につきましては、配合飼料価格の高騰を受け、国産飼料増産の取り組みがなされる中で、全国的に作付面積は増加傾向にございます。

本市では、現在までに飼料用米の生産に取り組む農業者はおりませんでしたが、平成26年産米価の急落を受け、さまざまな支援策がある飼料用米の生産に意欲を持つ農業者もおられると伺っております。生産にあたっての種子の購入でございますけれども、通常品種であればJAや種苗店で購入できますが、多収性専用品種に取り組む場合には、事前に県に要望する必要がございます。

○長谷川健介君

今のお話の中で、多収性専用品種、量が多く取れるというようなことでしょうか、これに対して県の方に報告ということですが、この期限とかはいつ頃なのでしょう。

○経済環境部長（吉野輝美君）

多収性専用品種の種子につきましては、日本草地畜産種子協会が販売を行いますが、千葉県が取りまとめを行い種子を確保することとなります。それでも希望量の要望ですが、2月上旬までに希望量を出し、千葉県へ報告することとなっております。

○長谷川健介君

2月上旬までということで、今年度においてはもう終了しちゃったということですね。わかりました。

それから、主食用米の品種についての使用というのは可能かどうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

主食用の米の品種ですが、飼料米品種として使用することは可能でございます。主食用米品種では飼料用米品種ほど収量が上がらないことから、飼料米として作付けしたにもかかわらず、主食米として飼料米にしない事案が懸念されます。それらのことから、受け入れ先での受け入れ可能かどうかの確認も必要となってまいります。

○長谷川健介君

ありがとうございます。とりあえず、使用は可能ということでよろしいですね。

次に、②の補助金のメリット、これについて伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。飼料用米の取り組みに対します支援の内容といたしましては、生産収量により10アール当たり5万5千円から10万5千円が交付される戦略作物助成と、育苗した苗を植え付けるのではなく、直接水田に種をまく水田直播方式等を取り入れた場合、10アール当たり8千6円が交付される産地交付金の合計が、国から水田活用の直接支払交付金として交付されます。

また、多収性専用品種の取り組みを行った場合、10アール当たり1万2千円が加算されることとなっております。さらに、千葉県からは生産支援事業として、10アール当たり1千500円が交付されるほか、多収性専用品種による5ヘクタール以上の団地化を行った場合は10アール当たり4千円の交付が受けられることとなります。

試算いたしますと、10アール当たり685キログラムの収量があった場合、全ての助成を受けることにより米の販売価格と合わせると13万7千353円となります。主食用米を生産した場合の10アール当たりの資産額、8万6千492円と比較いたしますと、10アール当たり5万861円の増収となります。

○長谷川健介君

ありがとうございます。多収性品種がもう終わっちゃっているのであれなんですけども、直播方式ということもあるということなんですけど、これについては何か、やった場合には証明書類とかいろんな提出書類関係というのは必要なんでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

水田の直播方式に関わっての証明が必要かどうかということですが、証明書ではございませんが、作業日報や作業状況の写真が必要となります。また、それらによって現地確認も行いますので、それらの対応となっております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。それから、販売先（取引先）について、伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。飼料用米の販売先につきましては、農業者が安心して飼料用米を生産できるよう、国・県、関係団体が連携をし、生産者と畜産農家とのマッチングや、配合飼料工場での長期的、計画的な活用のための情報提供等を行うことにより、需要との的確な結び付けが図られるよう支援しているところでございます。

一番身近な販売先といたしましては、JA千葉みらいが取り扱いを行っております。

○長谷川健介君

これの出荷に対して検査とか証明書とかそういったことについて、伺いたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

出荷や検査についてでございますが、農産物検査法によりまして、協力された千葉みらい農協などの農産物検査機関に行っていただくこととなります。証明につきましては、包装もしくは票せん等に検査年月日、あるいは農産物検査の結果、その他必要な事項を表示することとなっております。

○長谷川健介君

それと、この出荷に対しての出荷の形態、形態はどういった形態があるのか、よろしくお願ひします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

形態ということですが、労働力や運搬経費の削減等から、フレコンバッグによる

出荷が基本となっておりますが、受け入れ先によっては通常の紙袋でも受けられることとなっております。受け入れについては取り扱う業者の方との確認をよろしくお願ひしたいと思います。

○長谷川健介君

ありがとうございます。大きいフレコンバック、入れ物か通常の袋ということで、承知しました。

次に、最後、④番の今後の見通しについて、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。高齢化や食生活の変化で、主食用米の需要が落ちてきていることや、主食用米の価格下落の状況から、今後、さまざまな助成が受けられる飼料用米の生産は増加する傾向にあると考えられます。現在、全国での飼料用米の生産はわずかではありますが、国では、年間最大で450万トンの利用が可能であると予測しており、今後、さらに主食用米から飼料用米への切りかえを推進するものと予想しているところでございます。

○長谷川健介君

年間、まだ450万トン必要とされているということで、まだまだ需要の方もあるということですので期待ができるかなと思います。それでちょっと今、八街市の水田の耕作面積と、あと休耕田の面積、伺えますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

本市の水田面積でございますが、水田台帳によりまして、全体の水田面積が216ヘクタールとなっております。そのうち休耕となっている面積といたしましては71ヘクタールとなっております。

○長谷川健介君

ありがとうございます。今伺った中では216ヘクタール中で71ヘクタールの休耕田があるということで、今、いろいろと飼料米の栽培について伺った中で、まだまだ需要があるということで、現在耕作されている面積の維持であったり、この休耕田の解消の方にもつながるのではないかというような感じがします。

それと、最後に八街市の農業についてですけども、市長が先日の答弁の中でもおっしゃっていましたが、日本一おいしい農作物が多く生産されているわけですけども、この農作物も消費者のもとに届いて初めて商品と呼べるのではないかと思いますので、この生産品を時代や環境にあった方法で多くの商品にしていくことが生産者の所得を増やして生産を増やし、やがて生産者を増やしていくことにつながると思いますので、今後も販売戦略に力を入れていただくことをお願ひしまして質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、長谷川健介議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時12分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開いたします。

報告します。鯨井眞佐子議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので配付しておきました。

次に、林政男議員より早退の届け出がありました。

以上で報告を終わります。休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。今回は、教育問題に絞ってご質問いたします。

要旨（１）インターネットについて。

インターネットの普及による社会の情報化は、子どもたちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。特に、パソコン並みの性能を備えたスマートフォンは、長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど多くの問題が浮上しており、ネットの適切な活用方法、情報マナーの向上の取り組みが一層求められています。総務省が昨年9月に公表した青少年のインターネット・リテラシー（情報ネットワークを正しく利用することができる能力）の指標によると、スマホ保有者は全体の88.1パーセントと昨年度の84パーセントより上昇しており、1日のインターネット利用時間が2時間を超えるとリテラシーが低くなっていくという結果が出ています。青少年が安心、安全にインターネットを利用できる環境の整備が必要と思いますが、本市ではどのような啓発活動を行っているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。インターネットの普及によって、パソコンやタブレットやスマートフォンが多くの人に使われる世の中になっております。学習指導要領においては、ICT教育に取り組むことがうたわれ、情報端末の有効利用について指導しております。

しかし、非常に便利な反面、使い方によってはさまざまな問題を引き起こしているという事例もあります。特に、スマートフォンを含む携帯端末による友人間のトラブルが多く発生しており、いじめにつながる可能性もあります。

インターネット端末の活用に加えて、これらのトラブルを未然に防ぐために、学校では情報マナーや情報端末の使い方による危険性についても学ぶことが定められています。そこで、学年集会や全校集会の際に教職員が話をしたり、外部の方を招いて講演会を行ったりしております。また、児童生徒向け及び保護者向けに注意喚起を促す通知文を発行しています。それでもトラブルが発生することがあるので、その都度、問題を解決できるように指導を行っています。家庭内においても、夜遅くまで携帯端末を使うことが多くなり、親子間の会話が少なくなっている現状があります。家庭内での約束事を決めることが大切になっています。

情報マナーを子どもたちに身につけさせるためには、学校と家庭が連携し合って継続的な取り組みや指導を行っていく必要があると考えています。

○服部雅恵君

ありがとうございます。いろいろな注意喚起を促す通知文等をされているということですが、これは全小中学校で行われているのでしょうか。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

今、ご質問のあったように、全小中学校で行われております。ちなみに、中学校4区では、北総地区の教育センターの方、あるいはN T T ドコモの方、こういう方に来ていただいた講演会、小学校におきましても同じような形、あるいは市の消費生活関係、そちらの方の商工課の方に来ていただいたりして啓発を行っております。

○服部雅恵君

高校生がこの中学生にインターネットの使い方を教える授業を行っているというところがあるのですが、本市でもそのような取り組みをこれから行えないかをお伺いいたします。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

今のご質問の件については、ちょっと私はまだ把握してございませんけれども、近い年齢の人がお話をするということが効果があるということでも考えられますので、勉強とか研究してみたいと思っております。

○服部雅恵君

本当に、今おっしゃられたように、同世代の方が講師になって同年代の言葉でこの情報モラル教育を受けるということで、とても共感を覚えて理解も深まるということにもつながると思いますので、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょう。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員からのご質問にあります内容は、こういう問題の解決策の1つとしてはI C T教育の一環でございます、トラブルを回避するために単にそこから逃げるのではなく、正しい使い方をマスターさせることが大事なんだと、積極的に正しい使い方をマスターさせることが大事だと思いますので、今、議員から提案がありましたこと、今後研究材料としてまいりますので、よろしく申し上げます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。前向きにお願いしたいと思います。今、教育長がおっしゃられたように、本当に使い方によっては便利なものでもあるし、また危険なものでもあると思うんですね。

そういう中で、フィルタリングという有害サイトアクセス制限サービスというものがあるのですが、この必要性、意義をしっかりと子どもたちや保護者に伝え、意識を高めることが重要だと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

今日、たまたま26年3月15日付の広報やちまた、手元にあるのですが、その中で、千葉県青少年健全育成条例の改正によりまして、保護者は青少年が使用する携帯電話を契約する際にフィルタリングサービスを利用しない場合は、正当な理由を記載した書面を提出しなければならないというふうに規定されたということでございます。このような社会的な規制、そういうこともございますし、当然、学校の方でも集会とかそのたびにフィルタリングのお話をしておりますし、ちょっと皆さんに配付した文章の中にもフィルタリング、そういうことについて保護者の方へ周知を図っているというところでございます。

○服部雅恵君

とても大切なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、あと今日の新聞の中で、これは香川県の教育委員会が作成した小冊子ということでちょっと載っていたので紹介いたします。小中学校によるネット上のトラブルを未然に防ぐのが目的、1、家の人と決めた使用ルールを守る、2、自分もほかの人も傷つけない、3、夜9時までに使用をとめるという内容で、全県統一のルールというのを決めたそうなんです。前回、私が質問したときに、岡山県の事例をお話ししたかと思うんですが、本当に統一のルールというものを、例えば八街市として決められないものでしょうか。その辺ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

統一のルールというか、それぞれの学校の中で集会等でお話をしております。その中には、インターネットやラインに関するトラブル、事件につきましては、要は相手を傷つけてしまう、それから自分自身を守れなくなりますよと、家庭に迷惑をかけますよと、この3点を何回も繰り返し伝えているということでございます。

○服部雅恵君

そういうこともとても大事なんですが、今回、痛ましい川崎の事件がありました。その中で、中1の少年はラインを使ってやりとりをしたり、あとラインで友達に殺されるかもしれないというSOSを送っていたりとか、そういうことがございました。

そういう中で、埼玉県の和光市教育委員会で資料を作っていたのですが、いろんなことをしてはいけないということもあるのですけれども、友達とのやりとりは選択や無視する勇気も必要である、やっぱりそれも勇気だと思うんですね。どうしても返信しないといじめられるとか、いろんな理由で時間を割いても返信をしているような状況があると思うんです。今回もそういうのを無視していればこんなことにはならなかったというのもありますし、あと、問題が生じた場合には、1人で悩まず先生や親に相談することという文言も入っているんですね。これもとても大事なことだと思うんです。SOSがあったときにその友達が誰かに相談をしていれば、またこんなことにはならなかったかなというのとても感じています。本当に、人を傷つけてはいけないとか、そういうことはもちろん、小さいときから自分がされて嫌なことは人にしないとか、そういうことはみんな言っていることかと思うんですが、そういういろんな勇気、やっぱり必要なのかなと思うので、そういうのもしっかり八街市とし

てもできたらしっかりと掲げていていただきたいと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほどから再三出ておりますが、非常に、インターネットを利用する携帯端末の有効なツールでございます。ただ、先ほどからありますように、使い方を間違えると危険に陥ると。その辺もどのように危険から回避するかということは、教育委員会としては非常に関心がございますので、特に校長会を含めた学校、そしてPTAを含めた保護者の方々と改めてその辺をこちらの方から提案をしてみたいと思っております。

全国でもそういうふうに、都道府県、または市町村レベルで規制といたしまししょうか、約束事を決めている団体が多くあることは承知しておりますので、その資料を取り寄せながら研究をして、そういうことから身近な人たちが子どもたちの危険を守るような体制作りができないものか、これから研究してまいりますし、一番はやはり、一番身近にいる学級担任がそういうことに対して力量を高めて、子どもたちに指導できるものが一番よろしいのかなと思っておりますが、その辺の教職員の指導についても高めるような工夫をしてみたいと思っております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。本当に教職員の方にもしっかりと指導していただいて、有効にこのインターネットを使えるようにしていただければと思います。2年前にアメリカのある母親が、13歳の息子にスマホを買い与える際に考えた18の約束というのが話題を呼んだそうです。電話にきちんと出る、誰かを傷つける会話に入らない、不適切な写真投稿をしない等々のほか、音楽鑑賞で自分の視野を広げるアドバイスなども、健康で豊かな人間性を持ち、現代のテクノロジーを上手に活かせる大人に育てたいという賢明な愛情に満ちている。各家庭の事業はさまざまだろうが、ネット社会に触れるルーツを持たせるからには、まずルールを決める、少なくともそれは持たせる側の責任だろうということが書かれてありました。本当に大人の責任は大きいなと思います。しっかりこの辺、マナー向上をしっかりと考えて使わせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

今のご質問も兼ねてなんですけども、この3月24日、25日に商工課の方、消費生活相談センターの方から小学校6年生、それから中学校3年生、いわゆる進学のとくに、例えば携帯を買ってもらうとかそういう機会になるかということで、それぞれ全部の児童・生徒の6年生と中学3年生なんですけど、こういう消費者に関するパンフレットを配ってくれたということです。この中にも携帯に関します、いわゆるフィルタリングの関係ですとか、注意喚起もされております。これはちょっと宣伝も兼ねて報告させていただきます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。本当にこの新年度、やっぱり携帯を持つお子さんもまた一段と増えるかと思っておりますので、とてもありがたいことだと思います。ありがとうございます。

続きまして、要旨（２）放課後子どもプランの方について、お伺いいたします。

共働き家庭の小１の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるといのが放課後子ども総合プランであります。現在の本市の放課後子ども教室の取り組みをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。放課後子ども教室につきましては、市内全小学校の児童を対象として、中央公民館で実施している「子どもキラットスマイル広場」、それと八街北小学校の児童を対象として榎戸公民館で実施している「北小ニコニココミュニティ榎戸教室」の２つの教室を土曜日の午後に実施しております。

地域の子どもたちが安全で安心して活動し、子ども同士や大人たちと交流することで心豊かで健やかに成長する環境を提供しており、平成２５年度は合計で９回開催して１６８人、今年度も９回開催して１８８人の児童と保護者に参加していただきました。また、指導者等として、今年度は延べ５５人の方にボランティアとして協力していただいております。このほかに、交進小学校におきましては、学校支援地域本部のボランティアの方々が算数教室などを放課後に実施していただいている例もございます。

今後の取り組みとしましては、放課後子ども総合プランにおいて、児童クラブと放課後子ども教室の連携や、共働きの家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室に参加できるように、整備を進めていくことが求められております。既に学校内に設置されている児童クラブと連携した教室の開催について検討してまいりたいと考えております。

また、ほかの小学校については、児童クラブの動向を確認しながら連携を持って、放課後に実施できるように調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。まだこれは、まずまずこれからのことだと思うんですが、事業計画の中には全ての児童の安全安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくことが必要であるとあります。

そこで、教育委員会と福祉部局の連携というのがとても大事になってくるかと思うんですが、その辺はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育委員会教育次長（河野政弘君）

学校の中に、既に児童クラブがある学校もございます。そうした中で、これから子ども教室を学校の中でやっているという段階の中で、福祉部門の方と随分調整をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

そうですね。本当に全体でなるには時間がかかるとは思いますが、まず一歩踏み出して

ただかないと進みませんので、ぜひその辺の連携をしっかりと進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今度、川上第2児童クラブが7月に開所するというので、ありがとうございます。その概要をお伺いしたいのですが。

○市民部長（加藤多久美君）

川上第2、一応名称として第2という名称を使わせていただくということで、条例の方も今回提案させていただいているところですが、その概要につきましては、一応27年の7月に開設を見込みまして、定員40名ということで、川上小学校の南校舎の平家建ての一番南側の余裕教室を今回お借りすることができたということで、そこを開所しまして第2川上児童クラブとして運営をさせていただくということでございまして、実際の受け入れの児童でございますが、基本的に学校の中、余裕教室でございますので、現実にフェンスの外に川上児童クラブがございますので、2カ所ということになりますので、余裕教室を使った新しい7月からオープンは、基本的には低学年、安全安心を優先しますと、やっぱり低学年の子どもを優先的に7月からということで、既存の川上についてはできれば高学年の方を主として運営をさせていただきたいと、そういう方針を立てております。

○服部雅恵君

セキュリティ関係はどのような形になるかわかりますか。

○市民部長（加藤多久美君）

セキュリティにつきましては、今回、児童クラブを開設する校舎には機械による警備がございませんので、指導員が教室の施錠や開錠をするということになるかと思えます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。今現在、校舎内にある二州と沖児童クラブが校舎内にありますよね。その今の取り組みと、例えば問題等ございましたら教えてください。

○市民部長（加藤多久美君）

学校の施設を利用させていただいている二州と沖児童クラブにつきましては、まず二州の児童クラブにつきましては、校舎の一部を児童クラブと開設しておるのですが、土曜日の学校の休業日については、校舎の機械設備を一部解除して開設をしているというような状態でございます。特に問題点というのは、今のところ発生はしていませんけれども、一応運営マニュアルに沿いましてきちんと指導員が対応しているということで、特に私は初日からのトラブルは報告は受けておりません。いろんな細かい注意を、校舎の中ですので、学校に迷惑をかけないように児童クラブを運営しているというのが実情でございます。

もう1点目、沖でございますが、やはり校舎の一部を使わせてもらっておるのですが、例えば土曜日や日曜日、学校の休業日なんですけれども、セキュリティ関係でございますが、指導員がセキュリティを解除いたしまして入っていただいて、帰る際は教室を施錠したりセキュリティをセットしたりして、最後に通用口を施錠して帰っていただくというようなセキュリティ関係をとっております。これについても運営マニュアルを遵守して運営して

いただいているということで、私の方には特に事故等についてご報告は今のところ上がりません。

○服部雅恵君

今後、学校の外にある児童クラブ、やっぱり危険が伴っていると思うので、今後の余裕教室活用の方向性というかお考えの方はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。現在、本市では、児童クラブを各小学校区に12カ所設置しておりますが、小学校の施設内に併設している児童クラブは二州小学校、二州小学校沖分校、笹引小学校の3カ所で、小学校敷地内では交進小学校1カ所、幼稚園施設内での併設は八街第一幼稚園1カ所であり、その他の児童クラブにつきましては単独の設置となっております。本市の就学児童数は減少しておりますが、入所希望児童につきましては増加傾向となっていることから、待機児童は解消されておられません。

また、平成27年4月から施行の子ども・子育て支援法により、対象児童が小学校3年生から6年生までに拡大されたことで、今後も入所希望児童の増加が見込まれることから、八街児童クラブの定員を10名、八街北児童クラブの定員を5名、交進児童クラブの定員を5名増やし、対応する予定でございます。先ほど担当部長の方からもお話がございましたけども、7月から川上小学校の余裕教室で新たに定員40名の児童クラブを開設するための準備を進めておりますが、今後も引き続き教育委員会としっかり連携を図りながら、余裕教室の活用に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

今、いろんな事件とか事故等多々ありますので、ぜひ一日も早く学校内に児童クラブを開設していただけるようによろしく願いいたしたいと思っております。

八街第一幼稚園の中に東児童クラブがあるかと思うんですが、幼稚園内にあるのはここだけと今市長の答弁でございましたが、その児童クラブの使い方というか、それはどのような形になっているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。八街第一幼稚園の施設内にある八街東児童クラブには、平成27年2月1日現在、八街東小学校の1年生が28人、2年生が16人の計44人が通所しており、平日は放課後から午後7時まで、土曜日と学校の休業日には午前8時から午後7時まで開所しております。

児童クラブの開所時間帯は、幼稚園の保育室と児童クラブは廊下をアコーディオンカーテンで間仕切りをしており、基本的には行き来はありません。指導員が帰る際には、アコーディオンカーテンに鍵をかけて退出しております。また、園庭は適時使用可能となっております、園児が在園している時間帯と児童クラブの開設時間が重なる時間帯がありますが、園児と小学生と一緒に園庭で過ごすことはありません。今後も運営マニュアルを遵守し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

前にちょっと伺ったときに、例えばこの幼稚園の園児のお部屋にこの小学生が入って、何かをさわってしまったりというようなことがあったというようなこともちょっと伺ったのですが、そのようなことはどうなのでしょう。

○市民部長（加藤多久美君）

従前に、例えば園庭であるとか教室に入るとか、一部あったということで、社会福祉協会に委託しておりますが、そちらの方から口頭で児童家庭課の方に報告があったという話は聞いておりますけども、それについては、やはりきちんとした運営マニュアルがございますので、指導員に徹底するというので、児童家庭課から社会福祉協議会に指示している、そのようなことを聞いております。

○服部雅恵君

わかりました。開所してすぐにはいろんなトラブルが若干あったのかなと思いますので、東小に限ってはちょっと児童も増えているんですね。ですので、なかなか学校内というのは難しいかと思いますが、その辺も含めましてお願いしたいと思います。

最後に、放課後子ども総合プランの国全体の目標の中に、新たに放課後児童クラブ、または放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80パーセントを小学校内で実施することを目指す、なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ小学校の余裕教室を活用することが望ましいと書かれてあります。ぜひ、前向きに検討して、全ての児童クラブを小学校内に開設できることを常に望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。私は介護についてご質問いたします。

子育て世代を取り組むことは、どこの市町村でも大変大事なことです。八街市の将来にとっても子育て支援を取り組んでいくということは大変重要な問題になっております。しかし、あえて今回私は、介護の問題のみご質問をさせていただきます。それはなぜかと言いますと、昨日、小山議員も言っていました、新オレンジプランというのが策定されたからです。これは、認知症の方に対して、本当に私はすばらしい施策であると高く評価しております。

それでは、新オレンジプランのことも含めまして、通告の順にご質問をさせていただきます。

現在、約800万人といわれている団塊の世代が、2025年には75歳以上となり、団塊ジュニアが親の介護を担う大介護時代が到来するといわれています。ご存じのように、介

介護保険制度は平成12年の4月に施行され、創設から15年たちました。15年たって今回見直しがされるわけです。私は平成11年に市議会議員にさせていただきましたので、同期の鯨井議員とともに、平成11年、12年と東京や千葉県内でたくさんの介護保険の勉強会、学習会に参加いたしました。そのときに介護保険制度が創設されれば、もう嫁には介護をさせないと始まった介護保険制度も15年を経て今年4月に見直されます。

この15年間には、家族のありようも大きく変わりました。例えば晩婚化、非婚化、親を介護している娘だけではなく息子も増えてきました。高齢出産の増加で親の面倒を見られない娘が増えました。長引く不況のため、低収入の若者が親と同居のため、息子が親を介護することが多くなりました。思ったより早い少子高齢化の進展と介護をする側も本当にさま変わりをしてきました。

そこで質問いたします。要旨1、ひとり暮らし高齢者が安心して生活するための援助についてお聞きいたします。

これは私事になるのでどうしようかと思ったのですが、私は小さいときから父の転勤で、小学校も3つの小学校に通っています。そして、結婚してからも主人の転勤で青森に行き、仙台に行き、そして松戸に行って地元に参加しました。私はもう日本中どこにでも住める、どこでも生きていかれるとそういうふうに思っていました、自分では。ところが、今、やっぱり30年近く八街市に住みますと、本当に住みなれた街で長く生活をしたいという高齢者の方の気持ちがよくわかるようになりました。ですから、本当にもっともっと長く八街で生まれた方、そして八街で育った方、長く住んでいる方は八街の中で安心して暮らしたいのだらうなど、とてもよく思いがわかるような気がいたします。

そこでご質問いたします。要旨1、ひとり暮らし高齢者が安心して生活するための援助について、お聞きいたします。

①ひとり暮らし高齢者は現在何人いらっしゃるのでしょうか。

②その中で介護認定者、ひとり暮らしでありながら、かつ介護認定者の方は何人いらっしゃるのでしょうか。

また、③地域からの孤立を防ぐために、私たちには何ができるのか、どうすればいいのか、お伺いいたします。

次に、要旨2、福祉や生活に関わる諸問題を安心して相談できる窓口の充実を願います。そのため、いつでも誰でも利用可能な増設型コミュニティースペースを設置し、その中で気軽に相談できる窓口を設置できないか、伺います。

引き続き、要旨3、高齢者向け住宅、整備について、民間アパートを活用した住宅セーフティーネットの構築ができないか、伺います。

次に、認知症について伺います。大介護時代が到来するといわれている2025年には、認知症高齢者は730万人に達すると推計されています。今回、初めて科学的な根拠に基づいて推計値が出されたことの意義は大変大きいといわれております。日本の人口は、現在約1億2千700万人です。したがって、2025年になる前に認知症高齢者は5パーセント

に上り、国民の20人に1人が認知症ということになります。政府は、今まで厚生労働省所管のオレンジプラン、認知症施策推進5カ年計画という意味のそれを国家戦略へ拡充し、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定しました。高齢化は世界的な現象です。認知症も増えています。これも世界的な現象です。慢性疾患を抱えて生活をしている高齢者もたくさんいます。認知症について、新オレンジプランでは、適切な医療と介護の早期提供を提案しています。

要旨4、認知症予防について。

①認知症予防の施策の充実について、どのようなことを行っているのか、伺います。

次に、要旨5、介護者に対する援助について。

家族の負担を軽減するためのシェアについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

質問事項1、介護について（大介護時代を迎えるにあたり）について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ひとり暮らしの高齢者につきましては、民生委員の皆様方が地域を回り、高齢者ご本人の了解を得た上で、住所、氏名、生年月日、親族、緊急連絡先等を聞きとった福祉票により把握しております。平成27年1月末現在、把握しているひとり暮らしの高齢者数は664人でございます。そのうち介護認定を受けている方は221人で、残りの443人につきましては、介護認定を受けていない元気な高齢者だと思われまます。

次に、③ですが、市ではひとり暮らし等の高齢者が地域から孤立しないよう、ひとり暮らし等高齢者訪問事業を行っております。月に1回程度、高齢者宅を訪問し、高齢者の話を傾聴し、孤立感、不安感の解消を図るほか、必要に応じて福祉サービス、介護保険サービスにつなげております。このほか、電気・ガス・水道・新聞配達、宅配サービス等の民間事業者にご協力をいただき、日常の検針・配達業務等で異変を感じた場合には、市へ連絡をいただく高齢者見守りネットワークも構築しております。

今後、ますます増加するひとり暮らし等の高齢者の支援につきましては、民生委員の方々をはじめ、ボランティアやNPO、区、自治会、隣近所など、地域の方々の協力を得ながら、支援の輪を広げてまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、市では高齢者の総合相談窓口として、平成18年に地域包括支援センターを開設し、介護保険サービスや福祉サービス、介護予防等の相談、支援を行っております。電話や来所による相談のほか、来所できない方については自宅等へ訪問し、相談に応じております。

高齢者人口は今後ますます増加し、生活全般の相談や認知症等の介護に関する相談件数の増加が見込まれます。市としましては、新たに常設型のコミュニティースペースを設置することは困難なことから、現在の地域包括支援センターを機能強化するとともに、ボランティアやNPOが高齢者等の集いの場として、コミュニティーカフェやサロン等を立ち上げる際

にその支援を行い、必要に応じて訪問による相談にも応じていきたいと考えております。

次に、(3)①ですが、高齢期の住まいについては、高齢者それぞれがいつ、どこで、どんな暮らし方をしたいかにより選択肢が異なってきます。ひとり暮らしが不安、家事が負担になった、病気や介護が心配等の理由から、比較的元気なうちから入所できる民間施設、民間住宅には、ケアハウスやサービス付高齢者住宅などがあり、介護を要する状態になってから入所する施設としては、グループホームや特別養護老人ホームなどを計画的に整備しており、介護度が重くなったとしても地域で安心して暮らすことができる体制整備に取り組んでいるところでございます。

市営住宅につきましては、九十九路団地及び長谷団地の1階部分の部屋をバリアフリー化することにより、高齢者が住みやすくなるよう改修してまいりたいと考えております。

次に、(4)①ですが、認知症を発症した場合、進行をおくらせる薬はあっても治す薬はございません。そのため、認知症予防が重要と考えられており、具体的な予防方法としては、ウォーキング等の有酸素運動や計算をしながらの運動、複数の人と会話をすること、計画力を意識した生活をする事等が挙げられます。

このような予防方法を意識的に生活で組み入れられるよう、認知症サポート医による講演会の開催や、高齢者学級、シニアクラブでの講話の実施、介護度重度化防止推進員を講師として派遣する出張介護予防教室の開催を実施しております。

また、認知症になっても住みなれた地域で生活していくことへの支援として、認知症を理解していただくための認知症サポーター養成講座の開催や、認知症高齢者等を抱える家族交流会を開催しております。

今後も高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、予防に関する情報提供を積極的に実施するとともに、認知症になっても地域で生活が継続できるように、認知症の正しい理解や介護支援を充実させていきたいと考えております。

次に、(5)①ですが、本市の高齢者人口は、平成27年1月末現在で1万7千858人に達し、そのうち要支援・要介護認定者は2千346人を数えております。訪問介護、通所介護、短期入所等の介護保険サービスは、本人に対して提供するサービスではありますが、同時に介護する家族への支援にもつながっていると考えております。

また、入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具の購入費支給や、手すりのとり付けなどを対象にした住宅改修費の支給についても、家族の負担軽減につながっているものと考えております。このほか、認知症高齢者等を抱える家族交流会の開催や、社会福祉協議会においては在宅介護者の集いを開催しております。

今後も、介護保険サービスや福祉サービスの提供により、要介護者が在宅生活を継続できるよう、また、介護する家族の負担軽減が図られるよう努めていきたいと考えております。

○新宅雅子君

大変詳しいご答弁をありがとうございました。それでは、本当は終わりたいところなんですけど、若干の質問をさせていただきます。

現在の高齢化率は、八街市では24.3パーセントと先日伺いました。本当に4人に1人が60歳以上の時代です。さらに予備軍が、私も予備軍の先頭をまっしぐらに走っておりますが、予備軍がたくさん控えている今、介護を受ける人の増加に対して介護を支援する人が大変不足をしている時代だと思います。本当に介護だけではなくて、例えば牛井屋さんも働く人がいなくなったり、コーヒー屋さんなんかでも働く人がいなくなったり、本当に働き手がどんどん少なくなる、建築会社も若い人が少なくなる、そういう時代に入っています。高齢者が本当に住みなれた街で安心して生活するために、要支援1、2の方への対応というのはどのようにしていくのでしょうか。ご質問いたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

ご答弁いたします。介護保険法の改正に伴いまして、要支援認定者に対する介護保険サービスのうち、ホームヘルパーが行う身体介護や生活援助にあたる訪問介護サービスと通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活向上のための支援を行う通所介護サービスについては、現行の介護予防給付から市町村事業である地域支援事業に移行され、市町村の実情に応じ、平成27年4月から平成29年4月までの間に新しい総合事業として実施することとされておりますが、本市においては、現在、平成28年10月から新規申込者を対象に移行を目指した準備を進めているところでございます。

今後につきましては、新しい総合事業への移行に向け、まずは介護保険事業者やNPO、ボランティア等の社会資源の把握や整備に努めていきたいというふうに考えております。

○新宅雅子君

28年の10月から新しい事業を始めたいと、そういうことでよろしいでしょうか。わかりました。

あと、先ほど市長からのご答弁もありましたが、見守りネットワークの中で、いろんな方から見守りを、例えば郵便配達の方とか新聞配達の方とか、そういう見守りネットワークの中で、何かこう問題があつて市の方に連絡があつたというようなことがあるのでしょうか。お聞きいたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

平成26年度の実績で申し上げます。平成27年2月13日現在、11件の通報があり、うち事業者から8件、民生委員から2件、家族から1件となっております。

通報内容といたしましては、姿を見かけない、連絡がとれないが6件、配達物がたまっているが3件、雨戸が閉まったままが2件となっております。いずれの場合も、状況確認の結果、11件全ての無事は確認しております。

○新宅雅子君

わかりました。ありがとうございました。あと、先ほど、新オレンジプランというもののお話を若干いたしました。新オレンジプランというのは認知症の方へ、本当に細かい内容となっております。

皆さんご存じだと思いますけど、介護保険の始まりというのは、排せつと食事と入浴、この

3つを介護するということから始まっていたと思います。ですから、認知症という人の介護は、排せつ、入浴、食事からは外れています。できるんですね、そんなことは簡単にできてしまうのです。けども、時間的な意識がなくなってしまうたり、場所がどこかわからなくなってしまうというようなことがあって、そういうことの積み重ねの中でどんどん悪くなって、認知症の方が排せつと食事と入浴の世話をされるようになったときは、もうかなりの進行、先に行ってしまうています。ですから、もう初めから認知症という人は、入浴、排せつ、食事の世話をされない間、長い間にもう既に介護が必要なのにされていなかった、そういうことも新オレンジプランの中では明記をされています。

その中で、今回、新オレンジプランの中では、発症後間もない段階での初期集中支援チームというのが、適切な医療、それから介護、それを認知症の人にする、そして、まず認知症であることを発見する、そして、対応が適切な介護と医療をきちんと初期段階で対応をしていくということが書いてあります。その整備を2017年末、2018年の始まり、それまでに全ての市町村でその整備をするようにとありますが、八街市はまだ出たばかりですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。また、どのようにやっていくのか、ご質問いたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らすことができるよう、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制としまして地域包括支援センター、病院、認知症疾患医療センター等に配置するのが、認知症初期集中支援チームでございます。支援チームは保健師等の医療系職員や介護福祉士等の介護系職員といった複数の専門職と専門医を構成員とし、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問して、家族支援する等初期の支援を包括的、集中的に行い、事実生活のサポートを行うこととされております。

現在も講演会や高齢者の集まる場において、早期受診、早期対応については啓蒙、啓発しておりますが、今後、認知症高齢者数の増加や個別対応を要するケースの増加が見込まれることから、平成30年4月をめぐりに地域包括支援センターへの配置ができるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○新宅雅子君

わかりました。それでは、先ほどちょっと市長からもご答弁ありましたが、認知症の方の家族の集まり、家族会というのがあるのかどうか、それも時々どういうふうに行われているのかというようなことをお伺いいたします。何か認知症の方を抱えているおうちというのは、大変介護をしている方にプレッシャーがかかると聞いております。ところが、やはりそういうところに行っている方からいろんな話を聞いたり、また自分が話したりすると、とても気が楽になったり、またこういうふうにするといいんだということを知ると、また全然違う思いで家族に接することができるということもお話を聞いたことがあります。

八街市の場合は、どういう形でそういう会があるのか、ちょっとお聞きいたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

介護者への支援を目的とした社会福祉協議会主催の在宅介護者の集いが2カ月に1度開催をされており、介護者のストレス軽減のため、レクリエーションや介護教室等を実施しております。

また本市では、認知症の人と家族の会の協力のもと、認知症高齢者等を抱える家族交流会を平成24年度は1回、平成25年度は2回実施し、グループディスカッションにて参加者の体験や思いを語ってもらい、精神的支援を行っております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。私も広報やちまた8月15日号を見ました。ここに認知症サポート医による講演会を開催というのもありました。どのような症状があらわれて日常生活に支障を来すのか、そういうことを勉強するという方の勉強会ですね、こういう講演会も見ました。こんなふうに認知症をみんなで理解するためにいろんな勉強会もあるんだということ、この広報やちまたを見て私も知ったところでございます。本当に、認知症は5人に1人はかかっていく、自分が好き嫌いにかかわらず、自分は大丈夫だろうと思っていってもわからないというようなところがありますので、またしっかりとみんなで見守りしていきたいと思えます。

それから、あともう一つと申しますか、新オレンジプランの中に認知症カフェというのがあります。これは認知症の人というのは、認知能力が若干、少しずつ少しずつ下がっていくわけなので、初めはサポートがあれば普通の人と同じように生活ができるわけです。そして、悪くなる度合いも1人でいるとか病院に入っちゃうとか、そういうよりもみんなと一緒に楽しく過ごすという方が進み具合もずっと遅いようです。認知症カフェの設置というのも新オレンジプランの中にはあります。これは確か平成17年ぐらいまでに各市町村にということではなかったかと思いますが、ちょっと今手元にないのですみません、はっきりわかりませんが、これもいろんな地域、区でサロンだとかカフェだとかを作ったときに、市から支援をいたしましょうというお話もありました。それも本当にありがたいことだと思います。できればそうしていきたいと思えます。

だけど、私はやはりこの中で、市庁舎の中で認知症カフェがあつたら、毎日とは言いませんが、そこでカフェを開催できたら、何かあつたときに、例えば隣の総合福祉センターの方で下から上に上がって行ってすぐに反省会、すぐに対応できる、そういうこともできると思えますので、できれば「喫茶どんぐり」とかそういうところを認知症カフェとか、または高齢者の居場所づくりの場所にさせていただけないだろうかと思えます。私は喫茶どんぐりのことはよくわかりませんから、次の方に全部うつしますが、そういう意味で、喫茶どんぐりのことも存在もしっかり、利用、その方が喫茶どんぐりも喜ぶのではないか、その場所も。あまり使われていないよりも、そういう役に立つ場所もあつた方が場所も喜ぶだろうと私は本当に思えます。そういう意味で、そういうこともしっかりと考えていっていただきたいと思えます。

また、独居高齢者のことですが、民生委員さんとかだけに頼らずに、やはり近所の方、互

助、お互いに助け合うということも大変必要になってくると思います。これからは助ける人も高齢者、助けられる人も高齢者、本当に4、50軒ある団地の中でも、みんなそういう感じにどんどんそうなっていくと思いますので、やはりその中で助け合いで、カフェというのはとても大切なものになっていこうと思います。

それでは、カフェの話は、どんぐりの話は次に続きまして、話はここで終わりたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時13分)

(再開 午後 3時22分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。通告に従いまして、順次、ご質問させていただきます。質問事項1、安全安心な街づくりについて。

要旨（1）信号機の設置について、お伺いいたします。

①2月9日朝陽小学校の新校舎及び屋内運動場の落成式が行われました。とても明るく、すてきな校舎と屋内運動場が建設されたことで、児童、また保護者の皆様も大変喜んでおります。その朝陽小学校前、国道409号との交差点の信号機であります。これも校舎同様、地域の皆様からの長年の要望であります。現在、押しボタン式の信号機であります。朝陽小学校側から車で国道409号線を駅の方に向かおうとすると交通量が多く、なかなか国道に出ることができない状況です。屋内運動場もセットバックをし、信号機を設置する条件が整い始めておりますが、進捗状況について答弁を求めます。

②市道114と市道210、大仙前の交差点の信号機は、地権者のご理解が得られず断念をした経緯もありますが、この交差点は優先道路がどこなのか、普段通っていない人にとっては判断がとても難しい箇所であります。笹引小学校、八街南中学校の児童・生徒の通学路でもあり、早期の実現が望まれます。2月10日、北村市長に地域の方3名と信号機設置に関する要望書を580名の署名簿とともにお届けいたしました。今後の見通しはいかがか、お伺いいたします。

要旨（2）町内会の加入推進について。

現在、本市では区の加入率が51.5パーセントになりました。先日71歳のご主人が奥様の看病疲れで奥様を殺めてしまったという事件がありました。どうして誰かにSOSを出さなかったのかと悲しい気持ちでいっぱいでした。八街市の高齢化も24.3パーセントに

なり、ひとり暮らし、また高齢者世帯も増えている中、町内会の存在意義は重要だと考えています。去る1月26日、私ども公明党で長崎市に視察に行っていました。自治会のあり方を真剣に考え取り組み、その実態を発表するという積極的な取り組みに学ぶものがありました。区に入られない方の理由として、メリットがない、会費が高い、困らない、役員がやりたくない等々、さまざまであるかと思えます。

しかし、防災の面、高齢になったときにと人とのつながりの大切さを災害や事件等のニュースを聞かされたときに実感しております。行政と市民と一体となって、区、町内会加入推進に取り組む必要性を感じておりますが、その取り組みはいかがか、お伺いいたします。

質問事項2、子育て支援について。

要旨(1) 昨年より八街かいたく保育園が園児を増やし、また、この4月より明德やちまたこども園ができると伺っております。それにより、27年度の保育園の待機児童は解消されたのか、お伺いいたします。

要旨(2) ファミリーサポートセンターの設置については、平成15年市川市のファミリーサポートセンターに視察に行き、その年の9月議会にご質問させていただきました。やっとここまで来たのかとうれしい気持ちでいっぱいです。そこで、この事業をどう進めていくのか、いつ頃をめどに実施するのか、今後の取り組みを伺います。

質問事項3、自立センター。

要旨(1) 自立の店「喫茶どんぐり」について、お伺いいたします。現在、社会福祉協議会前の3階にあります喫茶どんぐりですが、12、3年前、運営についてご相談されたことがあり、当時、流山市の障がい者のための食堂に視察に行ったことがあります。その食堂は主な調理は健常な方が行い、障害を持っていらした方、何名か雇用していたかは今は定かではありませんが、それぞれその方たちが得意なことに従事し、お給料をいただいているとのことでした。当時は、大室さん、林さんとともに5人ぐらいだったと思いますが、その方たちと視察に行ってきました。その食堂はお客様が多く、活気にあふれていました。視察に行った方たちはどうしたら運営がうまくいくのかと、いろいろ考えられていたようでした。今は、当時の方たちはおやめになったようで、どなたもいらっしやいません。

現在、市財政が逼迫している中で、喫茶どんぐりの運営をどうしていくのか、運営はどういう方がされているのか、また使用料等の明細はいかがなのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。明快なるご答弁をよろしくお願いたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、安全安心な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、県公安委員会との交差点の協議を行っており、来年度に交差点周辺の用地測量を実施し、用地測量が完了次第、用地の購入、工事着手へと進めてまいりたいと考えております。信号機につきましては、工事に伴い、押しボタン式の信号機から通常の信号機に変更していただく方向で協議を進めており、補助金等を積極的に活用しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、今回ご指摘の箇所は、通学路として児童・生徒の通行が多く、地元からも改善要望の上がっている交差点でございます。本交差点につきましては、過去2度にわたり交差点改良事業として、隣接地権者との協議を行ってまいりましたが、調整がつかずに現在に至っております。今後は交差点形状の再検討を行った上で、本市の財政状況を勘案し、補助金等を活用した整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)ですが、個人質問6、小菅議員に答弁したとおり、市といたしましては、本市に転入された方にパンフレットの配布を行うとともに、広報やちまた、市ホームページの掲載により周知を務めているところであり、区長さん方に対しましても自主的に区へ加入を働きかけていただくようお願いしているところでございます。

各自治会については、核家族や少子高齢化に加え、高齢者のひとり暮らしの増加、生活様式の多様化により、加入率の低下傾向が続いている中で、希薄となっている共同性、地区の横のつながりの関係をどう保ち、共通課題の解決、発展をさせていけばいいのかというテーマも抱えております。加えて、経済成長時に形成された開発等による住宅地での自治会には、集中浄化槽の維持管理等から加入し自治会費を払っているが、さらにくくりの大きい区への加入にあたり、区費等が二重の負担になること、区等自治会において実施するさまざまな行事に参加できない、強いては自身に恩恵がないため区に加入するメリットがない、夏祭りのような地域行事のイベントに参加したいが役員等にはなれない、高齢者の単独世帯のため近所づき合いは継続したいが役員を受ける体力がないなど、各区等の自治会長や市民からさまざまな意見も伺っております。

また、東日本大震災を経験し、近い将来、大規模地震が発生する確率が高いといわれている中での防災力や、犯罪が比較的多いといわれている中での防犯の強化、ひとり暮らしの高齢者の増加する中での見守り活動や助け合いなど、行政と市民、区等自治会などの自治組織やNPO法人、その他ボランティア団体などとの連携、役割などの横のつながりの必要性を認識していただく周知も加えて行ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、子育て支援について答弁いたします。

(1)ですが、平成27年度の待機児童数につきましては、まだ最終の入所検討が終了していないことからお答えはできませんが、来年度の保育園一時入所の申込数は182人であり、前年度と比較すると10人増加しております。また、在園児数は671人であり、昨年度と比較すると22人増えております。なお、平成27年度当初につきましては、私立やちまたかいたく保育園の施設整備により45人の定員増となり、また、私立明德やちまたこども園が新たに4月に開設することに伴い、こども園の定員75名のうち、保育部分の定員40人が増え、市立八街保育園の保育室等の改修工事により9人の新規受け入れが可能となるため、合計94人の児童の新規受け入れが可能となることから、待機児童数が減少するものと期待しているところでございます。

次に、(2)ですが、ファミリーサポートセンター事業は、子育てのお手伝いをしてくれる人を提供会員、子育てを手伝ってもらいたい人を利用会員、子育てを手伝ってほしいとき

もあるけれど手伝えるときもある人を両方会員として、地域に子育ての安心と、人と人との暖かな関係を育てていく、相互会員組織の相互援助活動について、アドバイザーが連絡、調整などのコーディネートを行う事業でございます。

内容といたしましては、保育所や小学校等の開始時間までの児童の預かりや援助活動を行う場所との間の児童の送迎などがあります。相互会員組織であるため、本年4月から50名程度で会員の募集や入会説明会、提供会員に対しての研修の実施などを行い、下半期には実際の援助活動を開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、自立生活センターについて答弁いたします。

(1) ですが、障がい者団体である自立生活センターで運営している喫茶どんぐりの場所につきましては、八街総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例において、総合福祉センターの位置付けがされております。総合福祉センターは、高齢者及び障がい者等の福祉の推進を図るため、高齢者の福祉に関すること及び身体障がい者等の社会参加に関すること等の業務を行うこととされております。

現在、喫茶どんぐりとして使用している場所については、障がい者の活動拠点の場所として、障がい者等の社会参加と自立の助長という目的のために使用されることに鑑み、建物使用料等の徴収は考えておりませんでした。現在、建物使用については、毎年、八街市財務規則第232条第1項の規定により、行政財産使用許可の申請により同条3項の規定に基づき許可書を交付しており、その使用料については、八街市行政財産使用料徴収条例第5条の規定により免除しているところでございます。しかしながら、総合保健福祉センターの設置から19年経過しており、その活動等も変容する中、組織運営や会計処理も含め改善に向けた検討を求めると考えております。

また、市の財政状況を踏まえた上で、八街市行財政改革推進本部におきまして、使用料等の収入は貴重な自主財源となっておりますので、使用料等の見直しを全庁的に実施しておる状況でございます。喫茶どんぐりにつきましても、平成27年度より応分の負担を求めるところを提示することを考えております。

○鯨井眞佐子君

それでは再質問させていただきます。

まず、信号機についてですが、朝陽小学校のところは、来年度ということは平成27年度でしょうか。

○建設部長（武井義行君）

市長の答弁でも申し上げましたとおり、平成27年度で用地測量の方に入っております。それで、その後土地地権者の方との用地交渉に入りまして、その後工事になるわけですが、実際の信号機の設置は工事に合わせて設置することになりますので、今現在、まず用地交渉を最終的に完了していませんので、目安として2年から3年ぐらいは要するのではないかとこのように考えております。

○鯨井眞佐子君

ここはもう本当に危険箇所でもありますし、皆さんが待っているところでありますので、来年度から用地の測量、交渉に入るということで、本当によかったなというふうに思っております。早期実現を望んでおります。

次に、②の市道114号線の大仙前なんですけれども、ここは本当に何度か、前にも、いざというときにその地権者の方のご理解が得られなくて、どうしてもそこが進まなかったという箇所で、なかなか取り組みが難しいのかなというふうに思いますけれども、あそこところは本当にとってもわかりづらいところですので、ぜひ安全面を考えて、もう一度、調査、研究をしていただきたいと望みますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

先ほどもお話がありましたように、先日、地元区長さんにお越しいただきまして、大変多くの方の署名をいただいて要望書の提出をいただいたところでございます。確かに、交差点、優先道路がどっちかというのがなかなかわかりづらい部分もございまして、優先道路ではない、要するに二州小学校の方から来て210号線ですか、要するに東吉田の方へ抜ける車が大変多いということで、本来、優先道路はそれが四木入り口の方へ行くのが優先道路なんです、そういうこともあって、あと子どもたちも多いということで、とりあえず、再度形状の見直しが必要になります。ですから、それまでの間、今消えかかっている停止線ですとか、優先道路がどっちかということがわかるような対策を講じていきたいというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。優先道路がわかるようにというのもよくわかりますけれども、できるだけ信号機が設置できる方向性で、ご努力をいただきたいと要望しておきます。

それでは、要旨2、町内会の加入推進についてということですが、先ほどご答弁の中で、転入時にパンフレットを配布しているというご答弁がありましたけれども、この転入時にパンフレットを配布するだけなのか、それとももう一声、二声、しっかり加入推進に向けてお声かけをいただいているのかどうか伺います。

○総務部長（石毛 勝君）

一応、市民課の窓口で転入手続が行われまして、その際に、市としての関係書類の中に区加入へのPRとございますか、そんなものをお配りしているということで、直接的に私もその業務をやったことはないものですから、そこまでの職員がきちんと説明をしているかどうかというのは、ちょっと申し訳ございませんがわかりません。

○鯨井眞佐子君

パンフレットをただ配布するだけでは、なかなか入ろうという気にはならないのではないかと、いうふうに思います。もう一声、二声、推進をお願いしたいというふうに思います。

それと今、高齢者のご家庭が増えている中であります。年金生活になってとても区費の負担が重いというようなお声も聞いております。今、区ではなくて自治会組織というのを作っている団体が30あるというふうに聞いておりますけれども、この自治会の会費はどうなっ

ているのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

大変申し訳ございませんが、それぞれの区の区費については、手元に私どものデータとしてはあるのですが、各自治会の運営費用、この辺については申し訳ございませんが、把握してございません。

○鯨井眞佐子君

多分、私の推測でありますけれども、自治会というのは団地の中で自治運営をしていくための経費をそれぞれ皆さん方が負担していらっしゃるかと思いますけれども、その自治会の方というのは、要するに私が聞きたいのは、消防費だとか社会福祉協議会への負担金だとか、日本赤十字の負担金とか、そういうことはどうなっているのかという具体的なことを聞きたいです。

○総務部長（石毛 勝君）

社会福祉協議会の方にちょっとお聞きした内容といたしましては、もちろん区としての組織があるところについては社会福祉協議会の賛助的な費用ですとか、募金関係ですとか、こういうお願いをしている。そのほかの区という組織にはなっていない自治会についても、全てではございませんが、一部社会福祉協議会の方でも賛助的な費用とか、あと募金のお願いですとかというのは活動に入っているというお話は聞いております。

○鯨井眞佐子君

社会福祉協議会さんはいろいろな事業をなさっております。それで今、区の加入率が51.5パーセント、約半数でありますけれども、もし、社会福祉協議会さんの負担金が市民の皆さん全員というか、負担がもうちょっと加入していらっしゃる方とか、そういう方にもご負担いただくと高齢者の方の区費が、負担が少し軽くなるのかなというふうに思うんですけれども、そういうことはあり得ないでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

社会福祉協議会は社会福祉法人なので、それを所管するということは私ども市民部の中で所管するということで、私も社会福祉協議会の理事ということで、ある意味経営に参画している1人でございます。議員さんの中にも理事さんがいらっしゃいますのであれですけれども、基本的に社会福祉協議会、社会福祉法人で、会員に対して会費をとると。それが自主財源が基本でございますので、その自主財源を多くこれから集めるために、今まで区への加入者に対して500円とかいろんな（聴取不能）そうなんですけども、そういう感じでお納めしていったんですけど、自主会員を多く集めるためには、今後その区の組織以外の、例えばさっき石毛部長が言ったとおり、区に加入していない自治会とか、名称は町内会とかいろいろとあると思うんですけど、そこの方に呼びかけていただいて会費を納めていただいて、自主財源を社会福祉協議会としても増えていければ、よりよいいろんな事業展開もできるのではないかと、そういうことも考えておりますので、それについては理事会の席でも社会福祉協議会の綿貫局長の方にも私の方から何回かご質問なりした経緯がございますので、それ

については社福の方でも十分考えているということで、私は認識しているところでございます。

○鯨井眞佐子君

私、埼玉に住んでおりましたけれども、そのとき町内会費は1カ月100円で、年間1千200円でした。その中で赤十字の社費というのは、赤十字に従事している人が会費を募って歩くという形で、自動的にそれが会員になって社費を納めるとかね、そういうことはなかったのです。ですから、そういう面でいろいろなご検討を、またいただきたいというふうに思うんですね。加入率を上げるには、幾らかでもそれぞれのご家庭の負担を少し軽くしてあげなければ、なかなか入れないのかなというふうに私は思っているんですね。

それで、長崎市に視察に行ったときに、皆さん方にお配りしましたけれども、こんにちは自治会ですと、これは自治会だったのですけれども、こういう加入促進チラシというものを作って、皆さん方に加入の促進を促しているということも聞いてまいりました。また、講座を開いてこういった地域づくりの担い手講座とか、こういう自治会活動の手引きとか、こういうものを作ってしっかり勉強をして、これの地域づくり担い手育成講座も年に6回、平成20年からやっているということで、とても一生懸命な取り組みを聞いてきておりますので、また、ぜひそういったことも力を入れていただきたいというふうに思います。

先日、富田安心安全官が防犯についてお話をしておりました。その中で、隣近所の挨拶運動がすごい大事なんだということのお話をされ、風通しのよい地域は犯罪が起りにくいと言われておりました。回覧板が来ると、本当に皆さんのお名前を見れば、ここのおうちの健康状態はどうなのかなと、このおうちの家族はどうなっているのかなと、最近お見かけしないとか、やっぱりそういった思いがありますので、回覧が回る、町内会に入ることの重要性を感じております。この風通しのよい地域づくりのためにも、区の加入推進を総力を挙げて進めていくべきではないかというふうに私は思います。それで、この加入促進チラシも、ぜひ各区の区長さんたちにもこういう手法もあるということで、ぜひ啓蒙をしていただけたらというふうに思います。ぜひ、よろしく申し上げます。

それでは、町内会は大体いいかなと。ぜひ積極的な取り組みをよろしく願いいたします。

それと、ファミリーサポートセンター事業の今後の取り組みですけれども、これは携わってくださる方の講習会をこれから開いていくということでもありますけれども、募集が50名程度というふうに聞いております。これは年齢制限はあるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

提供会員の年齢制限ということで、今のところ、具体的にはまだはっきりとした規定は考えていないのですが、基本的には子どもが好きな方で子育て支援に意欲のある方ということで、基本的には年齢は不問という感じでは考えておるのですが、基本的にはやっぱり青年の方ということで、元気な方ということ想定しております。

○鯨井眞佐子君

これからは検討をされるということで、そのような募集もしていくということでもあります

ので、細かいことはこれからでしょうというふうに私も思っておりますけれども、もし私がサポートの方を希望した場合、車で送迎しなければいけませんね、子どもさん。そうすると、チャイルドシートが必要ではないかというふうに思いますけれども、そういった点もどうされていくのか、お考えの中に入れていただいて、ぜひご検討をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。まだきっと、これからでしょうから。大体、下半期をめぐりということでしたけれども、大体、下半期というと10月ぐらいをめぐりなんですか。

○市民部長（加藤多久美君）

今定例会の方に予算の方も提出してございますので、予算の可決を受けて4月以降に準備作業に入るということで、なるべく早い時期にオープンしたいと思っておりますけれども、まだ委託先も正式には決まっておりますので、その辺も含めて準備をしていきたいと、そういうふうに思っておりますのでございます。

○鯨井眞佐子君

それでは、自立の店喫茶どんぐりについてお伺いいたします。このどんぐりの経営団体、また会員数はいかがですか。

○市民部長（加藤多久美君）

喫茶どんぐりでございますが、私ども、先ほど市長が答弁したとおり、行政財産の目的外使用ということで許可を与えていると。期間は1年間ということでございまして、今許可している団体につきましては、名称が八街自立生活センターでございまして、会員につきましては18名で、そのうち障がい者の方は一応3名ということになっておりまして、もうちょっと詳しく言うと、そのうち喫茶どんぐりに直接関わっている方、中に入っている方につきましては、会員数18名のうち8名、そのうち障がい者の方は2名が運営に関わっているという状況でございます。

○鯨井眞佐子君

障がい者の方は今2名と伺いましたけれども、私も何度も伺いますけれども、障がい者の方は1名しかいつもお見かけしたことがないのですけれども、もう1名の方は控えていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

実際2名ということで1名はご存じの方だと思います。もう1名の方は、実際この1月に入会されたということで私ども把握しておりまして、一応この方については週3日の勤務ということで報告を受けております。いないときもあるということでございます。

○鯨井眞佐子君

今、自立生活センターと言いましたけれども、その方の会員数が18名というふうに聞きましたけど、この自立生活センターという団体が幾つあるのですか。喫茶どんぐりに関連している方は健常者は8名、障がい者の方が2名というふうに伺いましたけれども、あと10名の方は何かほかの団体なんですか。

○市民部長（加藤多久美君）

あくまでも団体としては、八街自立生活支援センターという団体がございます、その団体が喫茶どんぐりを運営しているということでありまして、あくまでも団体は名称として八街自立生活センターということがございます、実際はどんぐりを運営しているのは、18名いるうちの8名が実際に運営に携わっているという感じでございます。

○鯨井眞佐子君

それでは、団体が幾つあるかというのではなくて、1つの団体で喫茶どんぐりに8名の方が関与しているということ、そうすると、あと10名の方は別に関与していない、何も。自立生活センターに登録はしているけれども、何の活動もしていないということですか。

○市民部長（加藤多久美君）

八街自立生活センターは、やはり団体でございます。規約も作ってございます。規約上の目的については、在宅の障がい者が家庭で、地域で自立していくための活動及び支援を行うのを目的にしている団体でございます。実際の活動の中で自立生活支援センターの業務としてどんぐりの営業が1つの項目に入っていると。そのほかに、例えば各種福祉情報等の提供とか、障がい者関係の学習会に参加したりとか、いろんな活動はあります。どんぐりの活動はそのうちの1つということでございます。

○鯨井眞佐子君

何度もすみません。そうすると、どんぐりの運営というのは自立生活センターの代表が運営の代表ということになっているのですか。

○市民部長（加藤多久美君）

今、鯨井議員が言われたどんぐりの運営の代表という意味が、私はどうやって捉えていけばいいのかわかりませんが、私ども、市長が許可するわけですが、許可する相手はあくまでも団体の名称は八街自立生活センター、ただ、実際どんぐりの中では店長という方がいらっしゃいますので、事実上のどんぐりの中の運営の代表ということになるとその店長の方かなということは想像しております。

○鯨井眞佐子君

先ほど1年契約と言っておりましたけれども、ずっと私は変わらないような気がするのですが、これは何年間ぐらい契約が続いているのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

ちょっと契約という概念ではなく、あくまでも行政財政の目的外使用、行政財政を使用させると。本来、総合保健福祉センターというのはご存じのように公の施設、自治法の244条2の公の施設として管理及び設置の条例を作っておりますので、公の施設ということは基本的に行政財産でございます。その本来の目的以外に、今回の場合については職員及び利用者、来庁者の方の食堂とか売店という意味合いで、行政財政の目的以外のことで使用させるということで、使用させる相手の団体が今回言う八街自立生活センターということで、私が赴任してからもずっとそこで毎年毎年申請していただいて、許可を1年間すると。それが引き続きずっとやっていると、そういう状態になっております。

○鯨井眞佐子君

すみません、それではこの収支について、平成25年度はどうなったのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

喫茶どんぐり関係だけの収支関係についてでございますが、平成25年度の決算ベースでは、収入の方が198万4千756円、支出の方でございますが164万2千181円、そうすると差額については34万2千575円ということで剰余金が出ているというような状態になっております。

○鯨井眞佐子君

これは会計責任者、監査は中でやっていたらっしゃる。どなたか。

○市民部長（加藤多久美君）

もちろんお金を扱っていることでございますので、規約上も会計及び監査が選任されておりまして、そこで監査、会計責任者がいまして、監査も行われているということを私どもも確認しております。

○鯨井眞佐子君

大体、利用者数はどのぐらいになっておりますか。34万2千の収入があるということは、利用者も結構な人数になっているかなというふうに思いますけど。

○市民部長（加藤多久美君）

おおむね1日平均でございますと、15人ぐらいの利用があるということでございます。

○鯨井眞佐子君

これは雇用していらっしゃる方の報酬はお手伝いという形で、大体ボランティアというふうに聞いておりますけれども、障がい者の方に対してはどうなのでしょう。

○市民部長（加藤多久美君）

その人件費は、いわゆる障がい者関係は工賃といわれている部分だと思うんですけども、人件費については基本的には払われていないというような理解でおります。

○鯨井眞佐子君

全く無料なんですか。全く無料、ボランティアで。

○市民部長（加藤多久美君）

基本的にはボランティアといえ、無償のボランティアという感じになるのではないかと思います。ただ、先ほどちょっと利益が1年間ベースで34万ぐらいしか出ておりませんので、それを1日当たりにするとかかなりの低額になりますので、なかなかそれを捻出するのは難しい状況ではないかと、そういうふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

この34万2千575円のお金は、自立生活センターという団体が全部管理をしているのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

基本的に、団体はその自立生活センターでございますので、その決算報告の中にはきちん

とこういうどنگりの経営、ある意味生活センターにすれば経営でございますので、それは含めてきちんとした剰余金管理、例えば次年度に繰り越す、例えば何か調度品、いざというときのためにストックしておく、そのような状態で管理していると思います。

○鯨井眞佐子君

来年度から応分の、少し光熱費とか共用費をいただくように申し入れるというふうなお話がさっきありました。やはりそれは、34万円あるのですからいいんじゃないですか、それは、財政が逼迫している中ですから。

それと、私はこの自立生活センター、自立の喫茶店どنگりとありますので、障害を持っていらっしゃる方が自立できるようにサポートをし、育て、社会に出られるようにするためのお店という考えでありましたけれども、それをどうお考えなんでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今議員が述べられたとおり、障がい者の自立を助長するという感じで、当初からそういう目的であそこの場所を目的外使用ということで、あくまでも食堂、自治法に絡むような感じで目的外使用ということで1年更新でやっていたわけです。

本来は、例えば公設でそういう障がい者の自立の雇用の場ということで、私どもが公設してそこに働いていただいて、新たに自立していただくというパターンもございますし、例えば今の食堂的ではなく、そういう障がい者の作業場みたいなものを私どもが提供してそれを使用するというんですか、例えば公募形式で障がい者の団体、就労支援のB型の団体で応募していただいてそこに委託するという感じで、そこで工賃が発生するような感じでうまく運営していただいて、そうすれば一番いいというふうには思っておりますが、今までの経緯、総合保健センターを建てたときの経緯もございますので、あくまでも来客者とか職員のための食堂ということで、総合保健福祉センターの行政財産を目的を妨げない範囲で、目的外使用ということで、法令に合うような形でやってきたということでございまして、今後、私ども流山の件もちょっと調べさせていただきました。

主の目的が本当に障がい者のためになるという感じであれば、いろんな方法がとれると思います。例えば、今の形式ですと食堂ですので、食堂が魅力的であることが一番いいという部分もあるかと思えます。ただ、そうしますと限定される部分がございますので、別のやり方もいろいろありますので、今後私ども市民部だけではなく、行革も含めて財政状況も考えながら、どういう方策で障がい者の自立と受益者負担、役所の一般財源の確保、それについてバランス感覚を持ちながら今後とも検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

○鯨井眞佐子君

今、部長からご答弁をいただきました。本当に、喫茶店どنگりのあり方について、私は今一歩いろいろ皆さん方のご意見を集約して考えていかれたらいいかなというふうに思います。先ほど新宅議員も言われておりました認知症カフェと言っておりましたけれども、そういったものの使い方とか、いろんな用途があるのではないかなというふうに思っておりますので、

今後、喫茶どんぐりの運営、またそういった活用についていろいろな討議をされて、ぜひよい活用法を考えていかれたらいいかなというふうに私は思いますので、それを希望いたします。私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は、全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、28日から3月2日は休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。明日28日から3月2日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月3日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様方に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時11分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件